

1 勝海舟意見書写 (伊勢両宮御警衛向ニ付申上候書付) 安政二年四月

伊勢両宮御警衛向ニ付

勝麟太郎

申上候書付

艸稿

両宮御警衛之義ニ付申上候書付

伊勢之海は、三四ヶ国に面居候て里方甚濶く、其海口
は三河・伊良古崎^(湖)対面、志摩・鳥羽之海中散在

之小島を以て海門を成居、其中間に御座候島を神

島と唱、此島より引入候て、答志島・菅島・坂手島

^(虫楳)候小島有之、此三島は部落も有之候、其他小島

無人之者少からず、坂手島は鳥羽城に相對居、海底

深く、大船碇泊至極之便利之地と相見申候、其上島形^(丸)

宜敷、風をも相凌候赴(趣カ)ニ御座候、鳥羽湊は別に湊と

申は無之、島と地方之間ニ船繋便利宜敷哉と存候、

志摩は瘠地にて、中々一手を以て御警衛充分相立候

義は無覚束、城下・海岸杯も甚手薄ニ御座候、詰り候所

如斯の地勢、大銃台は申に不及、軍艦無御座候ては警

衛行届申間敷と奉存候、

勢州表も海面に望候処、何方も殷富ニ御座候、乍去

海浜遠浅勝ニ而、大船之良港は無御座候、

両宮近傍山田御役所辺海岸は、別而砂洲甚敷、皆

小船之通行而已ニ御座候、

両宮御守衛之処は、追々御嚴重之御備可被仰付候へ共、先

差当候所、宮川口并大湊之ニヶ所江堡塞御取立置候方

可然哉、大湊は繁華之地にて、已前は大船入津も御座

候赴(趣カ)ニ候へ共、近年海底浅く相成、其土地震後は別而埋

れ、大船之入津不都合故、多くは小船而已之由、此度之地

震にて堤并新田等流失皆埋没、終に海水益淺

く、随而土地も弊衰いたし候由ニ御座候、乍然、川口は殊之

外広く御座候間、御取締無御座候ては難叶事歟と奉存候、

此所之繁華成るは、湊宜敷候と、船々は伊勢製造を買(カ)

□□は貴候赴(カ)にて、船大工多く候所、追々川口淺く相成、

大商船製作等に差支出来之由、當時は深く漕入候

船々式百石目已下ならては水尾筋乗難く候由ニ御座候、

先前条にも申上候如く、堡塞一ヶ所見張番等御取立可然

と奉存候、

若又銃台是非共御取建遊ハされ候ハ、先野戦胸壁

之少々堅固成る者歟或は海岸銃台之小成る者大湊

川口南北地勢相定、二ヶ所御造築可然と奉存候、

一、宮川口は御役所近にて、川口も殊之外場広く、川底

は淺く候間、大船杯寄候所ニは無御座候、乍去十五町より

廿町内外之沖手は、大船通行無差支候由、已下は甚

浅く、冷道^(薄之)一筋満汐之折八九尺之由に御座候、砂洲
前後左右は小船通行自由ニ相見申候、且御代官領
有濟之出洲に對居候同所江通行之船路斜に有之
候、先銃台一ヶ所御取建と奉存候、

一、他兵所・火薬・器械之貯所は御拔川之南岸小堤
之所可然哉、尤地形低く候間、高くいたし不申候而は不可然、
此地は人家より余程相隔、其上川筋宜敷大湊

之方又宮川口江小船之往来自由ニ御座候、尤弁利

と地^(マ)と存候、火薬庫は方式間位之者二ヶ所、地所は

器械と間を置き、堤ニ而隔可然、猶又外周胸壁
を以て取囲之、壁外は是迄生居候小松数株を

植込、容易見透不申候様仕候義ニ御座候、

平常之往還御座候ハ、妨げ候而別に付け申度、

近辺番所人より他は通行為致間敷と奉存候、

御取掛之上、図面位置測量等いたし、差上可申^(虫損)□、

先大凡荒々申上候義ニ御座候、以上

卯四月

勝麟太郎

2 勝海舟宛島津斉彬書簡 (安政五年) 四月十二日

幸便ニ付致啓上候、其後愈御安康

奉賀候、然は先日⁽¹⁾は俄之事ニテ

何之風情も無之、残念ニ存候、しかし

寛々拜話、蘭人江も質問等いたし

大慶奉存候、然は其節内話申

上候とをり、^(通)いつれ来五月は蒸気

船并ニ伝習之家来も差出候様相

考申候間、其節は奉行・目付等

之処宜敷希申候、且又両三

年前より註文申立置候釵付⁽²⁾

筒五百挺、今以て御渡無之候、

慰の為ニも無之、武備手当之為ニ

(1) 【勤】「は」 欠

(2) 【勤】「申上」

候処、余り御捨置と存候、如何程

手当被仰出候とも、右様之事

二而は、折角と存候而も不相叶、

人氣⁽³⁾も相抱り候間、少しも早目

御渡二相成候様いたし度、只今

之姿にては、手当は不致候而も

よろしきゆへかと存申候、宜敷

御勘考之上、其筋江被仰談候而

御取計希申候、

一、極内京都之御様子も御承知と

存候、此節承候へは、再度御三家

始諸大名存慮可及言上、其上

勅答可被仰出段、三月廿日備

中江御達二相成候よし、左候得は

御不承知と奉伺候、外国之事

(3) 【勁】「人氣に」も」欠

情も不存、時と位を不弁、

神州之御恥辱と一函ニ相考、

必勝之見居⁽⁴⁾へも無之、色々申

立候もの、又は浪人共立身の為、

口ニ任かせ申立候事を御取用

相成候ては、誠に可歎事と

存候、公家之面々如何程義論^(議之)

被申候とも、現事ニ臨ミ候得は

武家に御任セ之外有間しく、

万一此未弥

御不承知ニ而打払ニ相成候ハ、

血氣無謀之面々競立可申

候得共、一両度手強き目ニ逢候ハ、

第一和親と申立候は必定、其

上之和親ニ而は猶更

(4) 【勁】「見据えにも」

御国威も相立兼、御恥辱弥

増可申と、実ニ心配ニ存申候、

御尋も御座候ハ、十分ニ所存可申

上と心得罷在候、右之通之御時

節ゆへ、別して海防第一之事と

存候間、釵筒等之事は勿論、軍

備之事ニ付註文等申立候品は、

早々御渡ニ相成候方可然事と

存申候、実は奉行江も可申入

と存候へ共、万事江戸御差図と

存候間、心配被致候計にて、詮立

申間敷と存し扣申候得とも、

余り不得其意事ゆへ、内々心

中申上候、宜敷御勘考可被成候、

且又此後、当城下江御出被成候ハ、

前以内々伺度、先日之こと（如）き見

物人ニ而は甚々心配ゆへ、取締

可申付と存候、且図書殿ニも

御出可被成哉、此義も内々為御知

可給候、且台場等之函も近々

可差廻候間、蘭人江御質問可

被下候、猶追々家来よりも可申

上候、先は要用可申述、早々

如斯ニ御座候、恐々頓首

四月十二日 薩州

勝鱗君（鱗カ）

猶々、御自愛專一ニ存候、

伊沢氏御帰府之よし、

左候ハ、貴公は御滞崎ニ候

哉、伺度存候、以上

3 勝海舟宛松平信敏書簡

(文久三年) 七月八日

益御清迪奉賀候、

先達而は御細書、

御帰府之御模

様も委敷拝承、

乍恐難有事と

奉存候、夫ニ引替

諸有司之因循

御書中ニ而推察、

歎息之至ニ御座候、

過日も龍馬來、

議論承り申候、

同人も此程上京、

右ニハ云々も有之由、

次第ニ寄江府へも

罷出候哉と奉存候、

恐入候得共、

徳川之御家存

亡も近ニ可有之哉と深

痛心致し候、可相成ハ

正明広太之御所置

有之候上、名義を立、

国家と共に被遊候様

奉存候、定メシ御論も

有之候事と恐察々々、

一、御別紙、佐藤与之助へ

相渡申候、

一、与之助・龍馬より五百

金差出候間、預置候

一、御軍艦当地へ相廻候

節之次第に寄⁽¹⁾

小生家来乗組之義

相願候義も可有之候間、

尊公御家来分ニても、

又ハ御塾之者ニ被成候とも

御存意ニ任せ候間、

可然御取計之義

兼而願置候、宜

其筋へハ御達置可被下候、

尤多人数之義ハ無之候

一、鉄造御筒車台、

幸便ニ御廻し可被下候、

君御上坂之節、

(1) 【勁】「節々」【講】「節に」

御積込相成候得ハ、猶

更よろしく、

一、当地御旅宿、相替

義不承候、早々以上

七月八日

大隅守

麟太郎様

4 勝海舟意見書写〔江戸御警衛〕 (文久三年八月)

江戸御警衛

急備御警衛向 文久二年十一月鎖港之議

起り、面々江戸之急備を云、此時海陸御備向可議旨ニ付建言す

^(神奈川)金川辺より品川迄之海浜人家は、手操次第

⁽¹⁾山手寺院又は場広之処江引移候様御下知有之、

海岸通端舟入来候処は、土俵土堤等速時

に築き候御手続取調可申事、

品川砲台へは別に応援之為、大茶船或荷積

船川々にて相用候三分一御取寄相成、右を八九艘

位宛並列固着し、上面厚板を布き、前面

へは土俵或は大材にて仮に胸壁を設け、野戦銃

(1) 【勁】「山か」

或は葛龍砲^(龍)三四挺備附、台脇乗込候端舟

防止に充置可申事、

但右は一砲台へ四五艘宛、尤錨或は大索

にて繫留置可然事、

此他釣舟⁽²⁾、細舟或は押送船十五六艘宛相備、

臨時注進或は武器護送に充可申事、

地方附水尾筋砲台より前後之所并下総水尾^(丸)

共、大元・昇平之御船一艘宛満汐之節引込

置、御船甲板上へ土俵積込、暴母^(カ)避床^(カ)を設、

砲門左所并後面へ大材を建置、□□を相

助け砲台之⁽³⁾応援と可致事、

砲台より内は、乗入候水尾筋^(丸)は砲台より十町

内外へ綱類数千条、錨或は大石にくゝり附、流置

可⁽⁴⁾申事、

五町内外之処へは、長大之材木類屬行に浮

(2) 【勁】「鏡舟」

(3) 【勁】「乗援」

(4) 【勁】「可申候事」

置、尤鉄鎖或は大綱にて一材毎に両三

所⁽⁵⁾駈と留置、必らず潮勢に流れ不申、^(はたまた)將た

容易に取除不申候様可致事、

但通船之潮路には、陸或は砲台脇に

備候筏、台場より砲門差向置可申事、

海岸通浅き処には、大石或は小石、樽類又は

廃船へ積込礁⁽⁶⁾となし置、又不足之所は大材木場

に御座候分御取寄沈置、筏上に石を並列し沈置、⁽⁷⁾

端舟容易に乗附不申候様可致候事、

但此処に限らず、何方も手くり次第

如斯故障に相成候もの沈没為致可申

候事、

六郷川渡、渡川方充分に備、兩岸共胸壁

築置、陸行の敵兵防止之事、

此他之遠所は、治右衛門見込通可然候事、

(5) 【勁】「旋」

(6) 【勁】「礁」

(7) 【勁】「御□□(砦カ)」

大森町打場へは、可然大小名之内御固被仰付、

急成堡塞取建、近方上陸防止手当之事、

石川島・御浜操練所・高輪・越中島等へは

釣舟・細舟・押送船・千代路等⁽⁸⁾二三百艘も築置、

臨時相用可申事、

海陸応用之兵士屯所は、御殿山へ胸壁一時に

取立候積⁽⁹⁾、御手配可然候事、

此処之兵士糧は、相模守屋敷跡にて焚

出為致可然、但品川町家焼払ハレ候ハ、

浅瀬通并道路へ急速土堤築き可申、

為土俵数⁽¹⁰⁾千土取場最寄江貯置、并

竹木柵等⁽¹¹⁾に可用分最寄々々之材木屋より

御取寄可然事、

増上寺⁽¹²⁾は御固御警衛之外、応用兵士屯所といたし

可申事、

(8) 【勁】「其□路」

(9) 【勁】「様」

(10) 【勁】「相模寺」

(11) 【勁】「に」欠

(12) 【勁】「より」

但糧は宿寺々々へ被仰付、寺中にて〔^(欠損)〕可申事、

芝辺応用兵士ハ、御浜并太郎左衛門調練所可然事、

但海浜は胸壁も有之、銃手ハ別に御附之事、

三田辺応用兵は、綱坂大寺并隠岐守下屋敷内屯所御借受可然候事、

○非常之節は出火之恐れ少からず、乍恐

大城といへ共、御要心專一と奉存候、乍去何程

心附候とも必らず□^(三)れなしとは難申、万々一

右様之節、

後宮御立退場は、上野御本坊と御定置被

遊、兼て間数御用意、米其外等御用意

(13) 【勁】「□坂大寺」

(14) 【勁】「間断」

可然と奉存候事、

○御三家方・御三卿方は、兼て御備は置居可申

候へとも、御下屋敷場遠之処へ御家臣家内

引越、御上屋敷御郭内には、御城後之方

御警衛之為、兵士半を御残置有之候様御

相談之事、

此他大小名御同断、御城御土居御警衛は、大小

名屋敷最寄々々にて相心得可申事、

応接御模様に寄、果して一戦争と相成可申

候時、御家人死力を尽し可申は勿論□□へとも、

父老妻子之掛念有之候ては、勇氣不充

分と存候間、右之始末御世話被遊遣され

候義、憤発之一助と相成可申候、右は高家・諸

大名・布衣以上・寄合等、先品川・二本榎・三田・

愛宕下・西久保・芝・築地辺住居之者妻子

(15) 【勁】「下」欠

(16) 【勁】「内々は」

(17) 【勁】「御」欠

は、西城之奥山里辺より御馬場江仮小屋
御取建、一時御容れ置可被遊候事、

但御玄関前御坐敷跡は、兵士屯所并

糧食其他貯置有之度候事、

山之手辺下屋敷有之、或は地行所近之

分、親統(マツ)同所ニ有之候分(虫損)遣可申事、

御番方・小役人・小給(18)之者家内は、左に取調候

大小名下屋(敷芝)内調練場、或は明地御借受

相成、最寄々々により戸障畳類運送、仮

小屋ヲ造可申事、

糧米薪炭味噌等三四千俵(宛カ)御預置、

小給者家内江被下候事、

品川辺より二本榎・三田辺・芝・築地辺之

者 桜田町 堀田家下屋敷

青山 青山家同

(18) 【勤】 下給

千駄ヶ谷 井伊家同

筈橋 高木家同

同所 松平左京太夫同

四ッ谷 内藤家同

町家之者老幼婦女は、左之場所可然、下屋^(虫損)

敷・空地多之場所は、可成丈右之内江入置候事、

取締に可然事、

広尾 新旧富士明地 和津^(カ) 隠田

駒場野^(カ)

御救米置場は 目黒祐天寺、広尾祥雲寺、

青山長谷寺、猶有之候事、

但御米は沢山早々御預け可然大釜^(虫損)

類夫々御手当^(カ)被遣事、^(虫損)

此他山之手御囲米場所は

駒込内御林内 道灌山辺大寺 伝通院

高田⁽¹⁹⁾ 鼠山^(カ) 護国寺可然哉

^(虫損) □ □ 相通候処は、運送相成可申候へ共、山之手

辺は甚不便利ゆへ、充分可過候所却て可然

候事、

大凡兵は無備を撃申候ものゆへ、あなからち此方に

備候処のミより攻候ものには無之、乍去海上より

来る軍艦に候間、其最寄手当荒増取調候

事にて、猶下町辺浅草其他山之手辺住居

之者も、兼て立退場御目算有之方可然、

別て後より取掛候時、応之候御備專要

と存候事、

頃日諸士防禦

之評議無

閑日、其云所

皆空談、故

に此末言⁽²¹⁾
あり

戦機ニ応候は、其将帥之任胸中に有之、初より

⁽²⁰⁾ □ □ 不洩御評決と申事は難出来、空敷

消時日候而已、若手当之外に出候ハ、如何歎息

之外無之候、

(19) 【勁】「高円」

(20) 【勁】「一つも」

(21) 【勁】「あらじ」

五百俵以上
五百俵以下御蔵米取組屋敷箇所
大凡十三ヶ処

△印江続く⁽¹⁾

南方より西方

第一 六郷

第二 平間

第三 丸子

第四 二子

五百俵以上已下御蔵米

取 組屋敷箇所⁽²⁾

大凡十三ヶ所

但大城⁽³⁾里四方
五六

此四ヶ所玉川に沿ふ往還見分堡塞⁽²⁾

を築き可申、又早船可備、

西方より北方

(1) ここから26頁「○交替寄合
甘家」の項までの部分が、29頁
「△印入」に挿入されるという
指示を表す
(2) 【勁】「御・箇所」

第五 下高井戸

第六 下井草

第七 下練馬

第八 戸田

第九 岩淵

第十 小菅

戸田より小菅は川岸に沿、前件同断

北方より東方

第十一 新宿

第十二 市川

第十三 今井

是又前同断

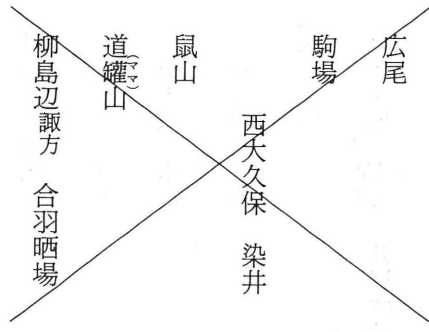
一ヶ所大低式百人、其屋敷地は、千坪分限に三より

五百坪皆空地・菜地(3)となし、周囲杉・

松・雑木を植□へし

(3) 【勁】「に」

○⁽⁴⁾ 当時家内之者立退場所



○交代寄合廿家

- 新大橋
- 菅沼 七千
- 榑原越中
- 本所四ツ目
- 山名六七百
- 木下五千
- 飯田丁⁽⁵⁾
- 松平中務 六千
- 愛宕下⁽⁶⁾
- 本堂 八千
- 生駒 八千
- 下谷御徒丁
- 仙台坂⁽⁶⁾
- 松平与次四五百
- 愛宕下
- 平野 五千
- 増上寺裏門
- 浅布一本松^(ママ)
- 山崎 五千
- 最上 五千
- 大川端

(4) この項目全体に削除を示す
大きな×印が上書されている

(5) 【勁】「飯(田丁)」欠

(6) 【勁】「中愛宕下」

浅布六本松 (マ)
戸川五千
竹中五千 溝口五千 表四番町

小石川春日町
朽木四七〇 (マ)
高田馬場 赤坂下 三田魚籃
近藤三四百 金森三千
伊東 西本願寺門前
五島三千 二千

○御府内四方堡塞大略

○当今一朝炮丸飛違候時に当候ては、都下⁽⁷⁾

立錐之地すらも無之⁽⁸⁾ 家屋櫛比人煙稠密⁽⁷⁾

③ 処、資材を運送し父老幼婦を携候者

道路に死候より外無之、既に当春御留守中^(カ)

海岸通立退き被 仰出候節も、混雜相極^(カ)

候而已ならず、草賊機に乘し資材を奪取、

(7) 指示の通りに読むと「都下家屋櫛比人煙稠密、立錐之地無之処」となる
【勁】「都下立錐の地これなく、家屋櫛比、人煙稠密の処」

(8) 【勁】「倒」欠

婦女を奸淫いたし候類不少と承候、又上野・下

野辺之無頼生出府いたし候て、放火之恐れも

有之候⁽⁹⁾、右等之為、且御家人小給之者共遠く

四方江居住被 仰出、菜園之地を給候ハ、家内

生活之一助とも相成、且非常都下江集候も存念

少なく候義哉と存候、右居住之地は、御城より大

低六七里、或は五里を隔て候海道筋大凡⁽⁸⁾

十三ヶ所も御座候、猶小路・野径は此処より非

常手当いたし候義にて、道路筋は野戦堡塞^大

随分嚴重に築き置き、込入候草賊を防止^{□□□}

仕候様いたし度、堡塞内には平常武場御取立、

居住之者□□稽古いたし、師は講武^所より罷出

半年交代位に取極申候ハ、可然と奉存候

候義に御座候、

右場所は左之如く

(9) 【勁】「候」欠

(10) 【勁】「一」欠

△印入

〔11〕頭喜人、組頭四人、世話役五六人
被 仰付可然歟

堡塞内は、野戦銃各所拾挺宛、応用銃各五挺、別に

三挺を備置、居住之人員先一ヶ所式百人、〔12〕其方江□□□有之、此内壯健

之者半は、都下江出張、五挺之野戦銃を引出可申候、

如斯被 仰付候ハ、当節別而困貧より儉安に相流れ

候者共苦情不便を訴、一時沸騰仕可申候得共、決而

御頓着不被遊、断然御英断決有之度、目前之苦

情を御察候は苟息にて、〔14〕被遊 御座候ハ、往々生活にも宜敷御取締も相

立候事故、是則御仁恵と難有存附可申候、且又郭外江組〔13〕御

屋敷出来いたし候ハ、町屋も追々は移転可致、是は屋敷

地に相接不申中間、必らず森或は林又は長堤にて隔、雑居

不致候様仕度、是れ奔馬延焼を防ぎ、必らず間数員数

有之候様いたし度義に御座候、

〔11〕【勁】「頭」欠

〔12〕【勁】「其方江□□□有之」
欠

〔13〕【勁】「仰出」

〔14〕【勁】「右」欠

(1) 九月十一日、門生近藤昶次郎・加藤廉之助を以て
越侯江奉る

謹而奉呈拙書

閣下益御英祥被為入、万々芽

出度奉存候、扱⁽²⁾微臣義⁽³⁾先月廿八日俄二

上京⁽²⁾上付御機嫌御伺之為御使被 仰付候ニ付、
雅楽頭附添上⁽⁴⁾阪⁽⁴⁾可仕旨被

仰渡、当海上無滞当九日着阪仕候、

○当六月 上様

御帰東已来、江都一定之議無御座、紛々⁽⁵⁾

空議、諸役変遷転無虚日、形勢は日々

危険、唯々累卵之如くに御座候、此節ニ到候而⁽⁷⁾

(1) 【講】この行記載なし

(2) 【日記】「扱」欠

(3) 【講】「微臣儀」

(4) 【日記】「雅楽頭殿」

(5) 【講】「空論紛々」【日記】
「紛々空論」

(6) 【講】「危険」

(7) 【講】「至」

は、板倉初大小監察五六輩大ニ苦心仕居

候得共、元來定論不相立無御座候間、傍議マヤニ被相妨

候而已、

○此程京師變動御座候信相達候節、

上様御直ニ被仰候は

御所之処如何ニも御心配(8)ニ被為思召候間、速に

御上洛被遊度被思召之由、閣老江仰御座候赴(9)、小臣

輩窃ニ拝承、実に御誠実之英意難有、感

佩涕泣仕候義ニ御座候右ニ付雅楽頭即日御使被仰付、其後四五日を経候而諸(12)

有司江不遠御上洛(13)之思召之由被仰出候処、

役々議論紛々兎角一定不仕、是は全く天

下之形勢不案内より相生、且当今將軍

之御職掌如何と申事を相忘れ、如此御(14)英

意も下に貫通(15)薄く相成候処と慨歎仕候、哉

事而已

(8) 【講】【日記】「二」欠

(9) 【講】「御座候哉」

(10) 【講】「英意と」

(11) 【日記】「難有義」

(12) 【講】「諸役」

(13) 【講】「有之候思召」

(14) 【日記】「御英意」の前欠字

(15) 【講】「貫徹」

○関東ニ而

閣下御上京之風聞盛ニ而、既ニ御発途

と承居候処、未夕実説を不得、内々閣老

初有志之者は、一日千秋を思^之を仕居候義⁽¹⁶⁾ニ而

御座候間、島津三郎其他上京前ニも御憤

発御発途御座候様奉存候、何分有志輩⁽¹⁷⁾

之着眼此一事ニ而、其上高明正大之御卓

識を以而、御誠実ニ天下之形勢

叡聞相成候様仕度、大凡天下は唯一是

而已、瑣々たる紛擾は則士気を鼓舞

仕候好機会と相成、今此時御憤発無

御座候而は、是迄之御苦心一途⁽¹⁸⁾に画餅^(御報国)

と相成可申哉、更に為

閣下に相惜候而已に無之、

皇国之御為⁽¹⁹⁾に深く相惜候義ニ御座候、

(16) 【講】「儀」

(17) 【講】「何卒」

(18) 【講】「画餅」

(19) 【講】「に」欠

雅楽頭も内実御上京を相待候事にて、

既ニ此周旋手段を失候と歎息仕居候、

関東ニ而鎖港御談判之説□□相起候

も実ニ無御扱訳にて、

⁽²⁰⁾御事度々
上様御直之御請、暫時ニ反覆仕候を

歎候より相発候事ニ御座候、其上諸有司何

分困難□相極不申候而は憤発無之、旁

被 仰出も御座候得共、矢張^依因旧因循

空論消時日候、⁽²¹⁾内々関東にても

閣下・島津家・細川家其他へも御使ニ而御相談

御座候赴、有志は至極感佩、其御成功を相待

居候事ニ御座候、然るを御憤臨発延引⁽²⁴⁾

仕候ハ、大ニ出望⁽²⁵⁾、孰か

皇国を興起之任に当可申哉、^{且は諸家へ信を御失可被遊歎}昨年御上

京之節拝承仕候御意延候は、⁽²⁶⁾今此時と

(20)【講】「上様当夏御直之御請」
【日記】「上様御事度々御請」

(21)【講】「内に」

(22)【講】「哉」

(23)【講】「義」

(24)【講】「御延引」

(25)【講】「失望」【日記】「出望」
を「失望」に訂正

(26)【講】「伸候は、此時と」

愚考仕候、猶申上度義⁽²⁷⁾も御座候得共、拙文⁽²⁸⁾

不如意、唯々大要を入高聴候而已、恐懼謹言
微衷を以て

九月十日⁽²⁹⁾

(27) 【講】「儀」

(28) 【講】「拙筆」

(29) 【講】「九月十日認

麟太郎」

7 勝海舟宛松平春嶽書簡

(文久三年)十一月十日

一翰啓陳、寒冷

弥増相募候処、先以

上様益御機嫌能

被為入、御同意奉恐悦候、

随而足下愈御清

迪、就中海上無

恙御東着之由、昨日弊

藩江戸飛脚にて承之、

欣然降念之至存候、

扱又本月朔二は

御上洛も御発令相

成候由申越、全く以足下

(1) 【講】「御東著」

不一方御尽力故と致感

佩候、何分早々之御発

令ニ相成、為

皇国恐悦至極奉存候、

此上は一日も早く

御開帆、屈指奉待

上候事に御座候、且又

昨日小松帯刀此旅館江

入来にて家臣へ咄候中、

今般

御上洛之節松山閣老は

供奉ニ不相成趣申聞候、

兼而御咄合申候通り、

今般之

御上洛御盛挙は、別而

皇国之安危ニ關係し、

第一

公武之御一和被為開、

太平之基本へ至極之

御大切(2)と奉存候、万一寸毫之

御蹉跌有之候而も挽

回之道ハ無覺束と奉存候

得は、実ニ日夜不安寝

食焦痛而已罷在候、

今般は姫路(3)・山形・松山

三閣老共御供奉ニ

いたし度と奉存候程之

心底ニ御座候、別而松山

閣老御供奉無之候而は

実ニ不相濟と為天下

(2) 【日記】「御大切」

(3) 【講】「姫路、松山、山形」

心配此事ニ御座候間、是非

松山閣老は御供奉相

成候様致度、姫路・山

形兩閣老之内ニ而御一人

御供奉ニ致度と奉存候、

此義余リニ御案思申上候故、

愚衷丈ケは守護職へも昨日

申越置候、足下小生之

寸衷御同意之事ニも候ハ、

夫々被仰立御尽力伏

祈此事ニ候、

若又御不同意ニも候ハ、⁽⁴⁾足下限

リニ希候、区々之

意衷吐露、過日来

感邪、平臥之把筆

(4) 【日記】「御背意」

仁免可給候、寒氣

別而為天下保愛專

祈專禱、不具

十一月十日

春嶽

勝麟太郎殿

大凡人心之向背は、機を失候より相生候、失機は

因循と偷安、且猜疑甚敷決談無御座候より

相起候、当今天下騒然たる所以、其初皆失

機と猜疑より起候、

遠く 皇国之興起より当今外□国強勢をに及ひ候氣運□氣運

考候に、皆西方より相起候、当時之形勢カをもこれ

より他ならず、今より後戦闘も西国より相起、相カ

発候も西国より始押及まり可申候、東国は士氣不振、

追々 終に天下之形勢□熟知するに到候ては、皆西国之

糟粕、□迂遠失機之議論而已と相成可申事と奉存候□奉存候（5）

今時西国侯伯、大義を唱へ同志を会し、

天 幕真の御一和、興国之大政を一震せんと申合（6）

（1）【講】 文の冒頭に「一、」

（2）【講】 「決断」

（3）【講】 「起申候」

（4）【講】 「相（発け）」欠

（5）【講】 「事と奉存」欠

（6）【講】 「（今）時」欠

候国々、皆一国の定論相立、唯に一国之存亡を不顧

上京仕居候侯伯すら如斯、況哉

皇国之盟主 將軍家之御職掌一時も

御打捨不被遊、其素意を御容れ被遊候は、顯然

たる御義と奉存候、此故に万事を御打捨再

御上洛の御事天下に御布告被遊候御義と、窃に

欣喜仕候処、官吏今に到り今又御供方御警衛着阪之期余日

無御座候、御用途御間に合不申故、杯を以て取合御遅竟

に及候義を主張仕候は、如何之見解御座候故哉、

将夕別に縁故御座候事哉、微臣輩相伺候処に無之

候得共、御失機、御失信は人心之向背に關係

仕候事故、百端無御滞被為濟候義も至難に相成、

乍憚御焦思御深慮も勞して御功無御座候而已

ならず、

天幕を離間し、下民を動揺為致、割据を

(7) 【講】「被遊御布告」

風雲之会に乗候奸雄輩之策略中に御陷

入被遊候も難堪計、其他無量之微意御座候事共

相生可申哉と

推察仕候、

既に去ル十八日

京師一掃之会機大幸も宜敷を得候故にて、若失機

いたし候ハ、如何哉不可知、関東之諸有司、唯々鄭

重之旧弊を不脱、当今天下危険累卵之如く

只戦争無御座と申而已、形勢日々隠伏して不頭大

候得共、終には御万解(ママ)之御機御座間敷哉、会有

当此時候ては、真に天正・元和之御政(9)に御復被遊(10)、士

夫死地に陥り、転弱強と相成、御政令正大信(11)

義以て御当り□□御採用被遊由哉 区々たる議論深遠緻密二

候より外無御座

御座候共、御実事如形相送れ候ては、其甲斐無(12)

□候御座候と奉存候、

(8) 【講】「歟」

(9) 【講】「御跡」

(10) 【講】「被遊御復」

(11) 【講】「御政令」の前欠字

(12) 【講】「信義を」

(13) 【講】「如此」

當時之形勢、侯伯大弊疲し、士夫唯々空論に消日

仕居、□□可惜憐は、下民力役に相勞れ、奸雄

其弊に乗申候、孰も皆如此は存知居候へ共、矢張

憤発無之、其圈内に偷安いたし居候、これを真知

と可申哉、

識

從古、英主事を成(14)起候節、□□は其當時(15)俗吏庸人議傍論紛擾、

説

(カ) 未下其形勢 形勢如今く成る

これに拮抗いたし候、然今日之形勢如□□は無疑□□

候、然共後世議定まり、傍議拒説安き□□□□は 致消滅し

卓識

□唯々其英拳頭然として相殘候、大凡庸人

遠大之識なく

は規模狭小、天下之形勢ニ暗らく唯々一身の安佚

榮辱に掛念し□

を相楽官詰(カ)を悉く□登□にて大声に雷同し□

眼前(18)一日々々を送り□□廉恥を相忘れ不□候ては、

高明空

無用之議論に相流れ、終身を全くいたし候而已、足可申哉、此輩之論説、豈嘴を容るに

亜細亞諸国は地方廣大、人種世界に冠たれ共、一も西洋(19)

(14) 【講】「事業を」
(15) 【傍議紛擾】

(16) 【講】「如今時」

(17) 【講】「唯」

(18) 【講】「日々を」

(19) 【講】「文の冒頭に「一、」

に抗拮いたし候程之國無之、万里を隔絶いたし西人を恐れ、外之國

内之一小節を採て自己に蹂躪せらる、我か

神州此轍を踏候ては本□より小口國有之義決て有之間敷□

事と存候へ共、御国内之形勢も存不申相喰之官猜疑輩互に相猜疑し□

□□開鎖之末論に謬泥仕候は、何等之余暇有之候事歟、愚微臣寧、哉

か輩といへ共、不可解義にて御座候、

当之御所今宇内之氣運至難成る事開闕已来敢而無之カ、此困難

□置よつて別に御大政と□申は無御座候□、其大政之相立候所

は御国内一定之御議相極カ、候義、最第一と奉存候、

此御大切に当り候て、御定議をカ変せられ候義は決て有御座

間敷、譬曲学阿世之徒何様弁候共、確乎として不可拔之

大御着眼を以て、御至誠に迅速之御英拳御座度と有

奉存候、

頃日再

(20)【講】「踏候て可然哉、決て」

(21)【講】「事」欠

(22)【講】「存知不申候輩」

(23)【講】「歟」

(24)【講】「相立」

(25)【講】「を」欠

御上洛之御大典を以て相拒候者一般にて、其説に雷同し、終に

(26) 御威光を滅し

御失信、国家割据(27)之勢と相変(27)□□□□可申、日夜

痛憤に不堪唯々一死を以て国恩に報い候て衆天下民之(カ)

□□□□□□□□(28)猥に以狂文奉冒高聴□□□□

謹言候、以上

亥十一月(28)

勝麟太郎

(29) 此書付、此頃再

御上洛被仰出御国是を御定被遊候義

を拒む説紛々、有司敢て国内

之形勢を不解、故に呈する

処

最初に可入

(26) 【講】「滅」
(27) 【講】「可申哉」

(28) 【講】「十二月十二日」

(29) 【講】以下の文なし

子⁽¹⁾三月八日 春嶽老侯江呈す書翰

扱⁽¹⁾再上洛相成候ニ付而は、兼而も申上候如く、是迄之御所置より

は御困難、且猜疑⁽²⁾の其中に相雜可申哉と存候へ共、從本^元

皇国⁽³⁾之御安危御大切之折柄、更に御一層之御苦心を以而、御胸間を

御披らき被遊、格別之御憤発、瑣々之猜疑等は、乍憚御一身之御一事

と奉存候間御打捨、
被遊

中納言様御初、御正実⁽⁴⁾之御英断御座候様、窃ニ相折候、御船内ニ而

公方様御容子相伺候に、少も御隔意之御様子等不奉見上、誠難有御義と奉存候

右を以而相考候に、関東之諸有司中ニも彼是猜疑相^{懐き}候は、一己之見識狭少

より相及候事にて、御為を存候事には御座候へ共、却而

公方様御英意にも相反可申哉、申上候も恐入候へ共、

尊侯様御初、俗吏浮説等には御頓着不被在候御事は必然に候へ共、大節小節⁽⁵⁾

(1) 「三月八日」となっているが、「海舟日記」の記事等から二月六日が妥当

(1) 【勁】【講】【日記】「前略之扱此度再 御上洛」

(2) 【勁】【講】【日記】「猜疑も」

(3) 【日記】「皇国」の前欠字

(4) 【勁】【講】【日記】「御正実」

(5) 【勁】【講】【日記】「尊公」

共全きを得候事は難相成候事哉も相考候間、非常之御卓識を以而、猜疑浮説等に聊も御掛念無御座候、

(6) 万事 五名様方にて断然御切出被遊、御実事に御手相下り候様奉願候、且又

参預之御方様御登 城相成候御席へは、折々

公方様御憤臨被為遊候御義、御親も相成、種々御聞に入候ハ、御実学にも相成

可申哉と奉存候、私義早速にも御旅館江拜趨も可仕之処、昨夜遅く京着、昨日

長崎行被命候間、滞京今明日と奉存候、右之仕合故、御左右伺迄以書中奉申上候、謹言、

旧冬已来、大諸侯方御多人数にて御滞京相成候て、上下之費弊夥敷事と推察

仕候、何卒御因循に無之、万端首尾御全貫之御趣意相立候様、私輩迄偏二仰奉

候処に御座候、

(6) 【勁】【講】【日記】「参預之御方」

(7) 【勁】【講】「責臨」(ただし【日記】は「憤臨」とあり)

(8) 【勁】【講】「と」(ただし【日記】は「も」)

(9) 【勁】【講】【日記】「私義」以書中奉申上候、謹言」欠

然者、佐久間氏不慮之次第、一通り、

去ル十二日付を以、不取敢得貴意候通

候処、其後追々模様相変、遂ニ

昨十四日夕ニ至り、親類尅人御呼出

ニ付、齋藤内蔵太罷出候処、歎願

書御指戻有之、尚即刻親類

兩人麻上下着用、尅人ハ

賢之助罷出候様ニ有之候ニ付、直太郎

一同罷出候処、別紙之通被

仰付、恐入候次第、言語ニ絶候

次第奉存候始末、別紙書類ニて

御承知可被下候、扱差向恪二郎

身分之義、一昨日賢之助旅寓へ

引取候処、難差置候二付、昨夕ハ

尚亦旧寓木屋町へ差越、是

迄之家来其外伴之助・左大夫

差添置候得共、尚再難之程も

難計候二付、厚く同心致候様内々

心付呉候者有之、長く同所ニ

可差置義ニ無之、左候へは、当節

都下何方ニ差置候ニも駈と

受人有之、上町奉行へ御届

戸外標札張置不申候而は一宿も

難相成、且公然差置候而は、東西

皆讐敵之中、甚不安心之事

有之候二付、今日種々手段仕候へ共、

何分差支而已ニ而、引受呉候人

無之、孰も当惑ニ存候所、黄昏

ニ至り、刑部之丞殿才覚を以、

不^計酩^計仙^計台^計御^計医^計師^計垣^計生^計玄^計栄^計へ

頼被呉候所、甚義侠の人ニ而

心安く受入被呉候ニ付、姓名

を交し先右へ躰し、一先

安心致し候、乍去当今攘

夷正義士之勢騒盛の中ニ

恬然差置、再禍ニ懸^カ候而已

ならず、禍垣生氏ニ及候様之事

相成候而は、尤不本意至極之

事有之、且当人存意ニも、一先

郷里ニ立帰り、改而発途、何

藩也身を寄、大望を遂げ

耻辱を晴度志願ニも有之

由、殊ニ是迄之家来共之内、

桂蔵・義次郎兩人頗ル義氣

有之、今日ニ至り厚く世話

致し、尚郷里へ帰り候ハ、同道

可致、尤も数日待居候と申ニハ

致兼候付、成丈近日決心、出立

致候様致度と申候、奇特之

者ニも有之、此便宜を失ひ

候而は幸便も難得、当地

滞留も甚不安心義、荷物

取調候事ハ、賢之助初ニて引請、

いつれ近々ニ出立可為致候間、

委曲当人共より御聞^取可被下候、

但御在所表へ公然罷帰り候義

は、前又不安心耳^{のみ}ニ無之、尚故障

之筋出来も難計勢も相見候二付、

此方ニ而ハ今夕木屋町引払セ、

近々京地引払セ候趣(九)而已内々

申立、行先之義ハ不申出候、尤

其地ニテ断絶之子孫引受ハ

聞置申立ニも不及やニ而、何方ニ

指置而無構様ニも申候、右等之辺ハ、

仮令再発迄暫時之事ニ

候とも、御問合可然様奉願候、扱

返上物等御才(催促カ)足有之候へ共、此表

御人少故、人々日勤或ハ隔日勤

ニ而、何分速ニも不参候得共、打捨

難差置、賢之助義も昨夜も

少々も眠り(カ)不申、其外も□

今夜迄奔走致候仕合ニて、

何分委細ニ認取兼候所、明日

飛脚出候付、先々今日迄之

次第大略得貴意候、誠ニ

非常之大変ニ付、よろしく

可然御評義之上、当人身分

此上之処幾重ニも御勉励

被下度奉存候、勿々、以上

○

別紙之内檢使之義、公辺より

可有之御様子之所、御留守居

ニ而相防ぎ御手内にて相濟

御届相成候所、相果候上ハ、死

屍取片付義ハ、御家法通り

ニ可致旨、所司代より御指図有之候

よしニ而、不目立様取置候様ニ

御指図ニ付、十三日未明花園

大法院へ相応手厚ニ送葬

致候、右ニ付而も、種々議論も

有之候得共、衆義ニ任せ、右之通

取計、恪次郎・直太郎・政之進・

見蔵松本・小松左右輔、其外

伴之助・左大夫并三沢氏^(カ)手ニ而

御足輕五人外家来雇人等

差遣候、然ル処、今夕ニ至り、町奉行より

始末取置候様子迄委細

明朝五ツ時迄書取指出版候様

御達有之候よし、此上尚面倒

起り不申候得は、よろしく氣遣

罷在候、右等之様子、且長州

応接等も尚追々迫場ニ相成候

風聞も有之候ニ付而ハ、いつれニも

恪二郎は早々身を潜させ、

時を待て事を謀り候外

無之と奉存候、以上

七月十六日 見 蔵

賢之助

政之進

直太郎

又兵衛様

友 衛様

源之丞様

好次郎様

鉞太郎様

隼之助様

兵 衛様

三十郎様

平左衛門様

競様

伊織様

歳五郎様

治右衛門様

慎蔵様

北山御母義様

長藩人、輦下に暴挙有之候ニ付、御征伐被 仰出候処、今に

御手下たり不申、右被仰出後、去る八月五日より、西洋之軍艦下之関

にて一戦、炮台破摧、終に和議に及び、下之関通行不相妨、且薪

水食料欠耗之節は、相渡可申旨、取極候由、

窃に聞く、此戦争より、西国筋激烈之者は、幕府より手を彼

に^(ママ)仮り、攻撃有之候哉と推考仕、元来長藩人罪有之候は

勿論ながら、国民共に 皇国之版図人民成るを、攘夷御決

定之夷舶を以て是を攻るもの、国体^(クニタマ)に取候て之大罪不容誅所

なるへく杯、衆説紛々、又穏便成る者は、今外患不少之所、兄弟

牆にせめくの^(モシロ)誚免かるへからず、元来夷船江炮発せしは、

天朝・幕府之御令なり、京師之暴挙は 禁闕江対し⁽¹⁾

恐懼無此上事ながら、全く浮浪之徒会津之乱行を憎み、私怨

(1) 【講】「禁闕」の前平出

より場所を不顧に到りしものにて、其情実上達せざるなり
杯之諸説有之、従て興軍之士氣無之と云、

○印入⁽²⁾

是迄
且炮発之事は 天朝・幕府之命を固守せし事なれば、必らず
和議之節、此挙は其実を以て告しならむと存候、

然るに内外之御所置如斯御因循に御座候ハ、彼我に被為対、唯々瑣
屑之御申開らき而已、国民は勿論、外蕃かつて承知仕間敷哉、今

武備を練り、富国之大策相立、国民一致、雄を宇内に争そふの

外、他議無御座候所、如斯瑣末之事にて御消日被遊候ては、

天・幕共に御威權相下たり、益^奉輕可申哉、畢竟是迄被 仰出候

事共、真に御決定之御義ニは無之、草莽輩の激烈輩横

行乱妨を御恐れ被遊候より、御評議種々に相変、終に公然

たる御所置無御座候故に御座候、

○印江入 下之関江夷舶参り候義は、既に昨年已来、彼より種々申立

有之、既ニ当春長崎江英蘭軍艦入津之節は、私義差⁽³⁾留方して

(2)ここに14行目「○印江入」
以下の文章が挿入されるとい
う指示を表す

(3)【講】「差留方として」

逢接仕、六月限相待候由、彼も申出候事にて、其後何之御所置も無之、

(4) 此度も精々御差留被遊候由、□□最早聞入不申、豊後姫島江

集会之由、去ル十三日京地より御沙汰有之、戦争差留可申赴(4)にて、私義即夜

乗船、姫島江十四日着船、其節既に戦相止候、七八日之日合相立居候、

又江戸より外国奉行差留方逢接として罷越候者、帆前船にて参候

間、私乗組候船兵庫江帰船之折、同所江着船、是等にて、益

御申訳迄に跡より足遅き船にて御役々御出張杯之説相起、

益弥御所置に御不審申候義、実と相成候姿と相聞候、

一昨年已来、蒸気船当港江も五六隻御貯、四方江乗試等之事

共申上置候へ共、当時観光丸・黒龍丸漸く二隻御備と相成候へ共、此御

船皆々破損いたし居、唯々御修覆に相追れ候而已、はきと仕候

義は何済不相成、少々宛之事にて、とても行末御用立候程之

御備相立候哉、更に見留も無之候所、その事は是等に先立候

て相起候間、短いつも鞭之歎而已ならず、他之誹謗も難防く

且大事件に御差支等相起候、

(4)【講】「此度御精々御差留被遊候由候」

(5)【講】「付」

是等之所、能々御熟考被成下、何とか御所置有御座度と
奉存候、

勝安房守様〔⁽¹⁾欠損〕

御取次衆

薩藩
大島吉之助

弥御安泰被成御座、

珍重奉存候、然は分而

御談合申上度儀有之、

今朝下坂仕候、御都合ニ

依、何レ之御旅亭江

参上仕候而宜候哉、刻限

何頃御手透之訳、何卒

(1) 【講】宛名は書状末尾にあり(亡友帖) 影印本も同じ)

乍御面倒、御示諭被成下度
奉願候、此旨奉得貴意候、

以上

九月十一日

13 勝海舟宛土方歳三書簡 (元治元年) 九月十六日

↗

勝阿波守様
(安房)
梧下

新選組
土方歳三

未得拝顔候得共、秋気

逐日相加之候、益御壮清ニ

被為在、昼夜御尽力之旨

波及天下、不肖之我等迄も

欣喜不少奉存候、然ニ御甥

三浦敬之介子、会藩山本

覚馬と申仁より被頼、手前

局中ニ引受、亡佐久間

氏之仇、種々配慮探索⁽¹⁾

之処、比日承知仕候は、全

国賊長士之作業ニ候、付而は

姓名等^(姓名)も承知仕候得共、去日犯⁽²⁾

禁闕 候節、生死も難

計、且成刺客候も、賊⁽³⁾

長門父子之意を継候事故、

只々目的は不外候故、

敬之介子にも日夜説得シ、

亡父之仇為國家ニ候得ハ、

文武研究シ、我輩と

供ニ尽力可然と存、

補育不他罷在候間、決而

無御心勞様奉頼候、折々ハ

憐察落泪仕候、

(1) 【講】「配慮探索」

(2) 【勁】「禁闕を□□候節」

(3) 【勁】「にも」

先は右之趣奉申上度、匆卒
任禿毫、粗略之段御海恕

可被成下候、謹言

九月十六日

新選組
土方歳三

勝阿波守様
(安房カ)

尚々、局長近藤勇と申者ハ、内々
御上洛為周旋、関東下向罷在候間、
私より右之段奉申上候、已上

時下寒冷之所
謹而奉答、△閣下益御多端被遊御起居、

如貴口諭

重々此事と奉存候、

公方様(2)も益御機嫌能被(3)

御滞坂候御義、奉恐悦候御義(4)ニ御座候、○次(5)キ而△扱

は此度(6)、荻野生(7)□微臣当日之所計入

御内聴候赴(8)ヲ以而、格別(9)之御思召、格外之御特賜

更ニ御礼申上候様も無御座候、元来莫大之御恩(10)

惠居候所(11)、再々之御思召、誠ニ奉恐入候次第二

御座候、老母初メ、感涙之外更ニ一言申上候次第も御座候(12)

仕合ニ御座候、

承伝候如く、当節英仏蘭之官吏申立義御座候(13)

赴(14)ニ而、上坂今度は余程気永ニ談判可致哉(15)

(1) △印より「奉存候」までを、4行目「扱は」の前に挿入するという指示をあらわす

(2) 【勁】「講」「二も」欠

(3) 【勁】「講」「被遊」

(4) 【勁】「講」「御義ニ御座候」欠

(5) 【勁】「次に」「講」「次ぎ」

(6) 【勁】「講」「此程」

(7) 【勁】「取計り」

(8) 【勁】「講」「御」欠

(9) 【勁】「講」「御」欠

(10) 【勁】「講」「処」

(11) 【勁】「次第にて」「講」

(12) 【勁】「講」「無御座候」候「欠」

(13) 【勁】「講」「無御座候」

(14) 【勁】「講」「義」欠

(15) 【勁】「講」「今度は」談判可致哉「欠」

(16) 【勁】「講」「今度は」談判可致哉「欠」

(17) 【勁】「講」「今度は」談判可致哉「欠」

(18) 【勁】「講」「今度は」談判可致哉「欠」

(19) 【勁】「講」「今度は」談判可致哉「欠」

之風聞も承候、此御機會、善惡に関する御大事

と窃ニ歎息、決而良^途凶御建^{之中}ニには移⁽¹⁶⁾申間敷、

唯々彼か勢力ニ被為厭候⁽¹⁷⁾而已にて、又々一層之災

を増候而已歟、若万一

朝廷に御得道之御説興候⁽¹⁹⁾ハは、幕吏大ニ

⁽²⁰⁾兼々之御所置、又

猜忌可致、乍去彼も当節之御所置は、不得

意より出候間、幕府之命而已にては承伏

仕間敷と奉存候、如斯之内情小節ニ係候ハ、大困

難之御所御義、若一朝御内政御更張之御主意

候ハ、大良機十日を不出して万事埒明可申

哉、当地坏は鎖国⁽²⁵⁾之御政事ニ而、加る⁽²⁷⁾に忌機甚敷、

塵芥計程⁽²⁸⁾之微事も問者喋々と申立⁽²⁹⁾、御沙汰

も右ニ准し^{候間}閑人輩は無^言口は勿論、心を死⁽³⁰⁾

灰ニ致し置不申候而は、小人之為ニ奇禍ニ相罹

可申候、五六年已来、尊王攘夷は頗る

(16) 【勁】【講】「移遷」

(17) 【勁】【講】「候而已にて」

欠

(18) 【勁】【講】「又々」の前に

「其道理如何之御僉議(勁)は

「御會議」には及申間敷」の文

言あり

(19) 【勁】【講】「御説も」

(20) 【勁】【講】「兼々見込も相

立、且は従来之御所置」

(21) 【勁】【講】「幕吏」

(22) 【勁】【講】「如斯く御義」

欠

(23) 【勁】【講】「或は」

(24) 【勁】【講】「御内政御更張

御一新之御主意に」

(25) 【勁】【講】「歟」

(26) 【勁】【講】「当御地」

(27) 【勁】【講】「加之」

(28) 【勁】【講】「程」欠

(29) 【勁】【講】「申上」

(30) 【勁】【講】「死灰の如く用

意不仕候ては」

過激ニ出候処⁽³¹⁾、当節之人心損王讓夷と

相成、無識⁽³²⁾之小忠者終ニ国家を誤⁽³³⁾ニ到

可申、支那鴉片已来ニ比較仕候へは、更ニ

二三層を降り、行末印度⁽³⁵⁾之同轍と歎

息仕候、幸にして

神祖之御余徳⁽³⁶⁾と邦建之御制成るを以て、未夕空拳

を振而天下⁽³⁷⁾を一鼓仕難く候而已、漸を以而傾⁽³⁷⁾国ニ

及候歟、当時之諸官とても、悉く不忠不義と申者は

無御座候へ共、小忠小節故、皆⁽³⁸⁾不⁽³⁸⁾之字を蒙り可申

浮末之風⁽³⁹⁾驚人候事而已ニ御座候、

○防長之御所置も、追々御手順相立候赴⁽⁴⁰⁾、極メ而

御良凶御座候御義と奉存候間別ニ同敷は昨年

御取応機之御取計も御座候ハ、当節之御費弊と

御威光を損候程ニは有御座間敷、微臣其任ニは

無御座候へ共、一臂を振、強く申立候事も御座候処⁽⁴¹⁾、大ニ

(31) 【勁】【講】「所」

(32) 【勁】【講】「因循」欠

(33) 【勁】【講】「誤候に」

(34) 【勁】【講】「御較べ」

(35) 【勁】【講】「印度之(勁)は」と同轍を不出

(36) 【講】「封建」(ただし、底本とする憲政資料室本は「邦建」)

(37) 【勁】【術】「術、国に」

(38) 【勁】【講】「不之字を以て蒙らせ可申」

(39) 【勁】【講】「風習、書上と違、実事に試候へば、驚歎之事に御座候」

(40) 【講】「候之趣」

(41) 【勁】【講】「所」

疑惑者之為に被疑^忌、叛逆者同様と申立候は

殊に一笑ニ堪不申、知彼知己は外国而已ニ申事ニは

無御座候□□義歟、此末とても寛大之御所置

より他有御座間敷、左候へは勝算孰れ御座候哉、⁽⁴²⁾

苦々敷事共ニ御座候、

御高礼可申申上候便、事余^{他ニ到}及奉入

雷覽候、謹言 十月五日

越⁽⁴³⁾前老侯ニ奉答

(42) 【勁】【講】「孰に」

(43) 【勁】【講】「安房守 越前
老公閣下」

芸州表江為御用向罷越候心得伺

○未夕芸地江御艦達不申候前、備後尾ノ道・三原より最早(4) 寄手前ニ而而敵蒸氣船(5)

を以て攻襲仕居候ハ、無二念一戰仕候心得ニ御座候、(6)

○岩国表執事之者江相通候は、芸州之藩士ヲ以而、一書差遣候歟、或は時(7)

機ニ寄、彼か地方之者ヲ以而、為使差立可申、且一兩日を限、面談出会可仕旨申通候(8)

心得ニ御座候、

○岩国奉命仕候ハ、此藩士ヲ以而速ニ本家江達方相通させ可申心得ニ御座候、其上

本家之者、万一狐疑遅々仕候ハ、御艦支配向之者一兩人召連上陸仕候歟、或は

独歩仕押揚り可申、(9) 存候 万一弾死又捕られ候ハ、御艦は遅々不仕、速ニ引返、(10)

此段申上候様、(11) 江切ニ置 乗組之者申渡候心得ニ御座候、(12)

頭取江切ニ

(1) 【改】【勁】【講】「慶応二丙寅八月十七日京師にて一橋公へ差出芸州表へ為御用罷越候心得方向」

(2) 【改】【講】各条冒頭に「一書あり」

(3) 【勁】「軍艦」

(4) 【改】【勁】【講】「(最寄)之」

(5) 【改】「蒸船」

(6) 【講】「御坐候」(以下「座」はすべて「坐」とする)

(7) 【改】【勁】【講】「芸藩士」

(8) 【改】【勁】【講】「彼へ差遣」

(9) 【改】【勁】【講】「時宜」

(10) 【勁】「候」欠

(11) 【改】【勁】「捕はれ」

(12) 【改】【勁】【講】「遅々不仕」欠

(13) 【改】【勁】【講】「置」欠

○九州辺（彼此上）も盲動攻襲仕候地方は、（此上）中津而已と奉存候、右は御赴意下之関辺

迄相達不申候日合之内、攻襲御座候共、御奉命相違（異）とは品替り可申哉と

奉存候、万一右様之儀御座候共、（18）上陸中通方日合ヲ以而、後々之御所置奉願度候、（且中御答評義）

△且万一彼奉命仕候ハ、其国諸手江通方早打里数ヲ以而、慎守引揚方粗取極候心得に御座候、（23）賦卒

○御赴旨之赴正（24）大高明衆議御採用ニ出候迄にて、歎息ケ間敷儀申出候とも、（26）

一言可否申間敷候心得ニ御座候、

（此後之） 是天下之公論御採用、且右ニ

前 ○△御赴旨之赴二相反候ハ、天下之目する処曲直判然、且後世ニ於而彼是御非分

一毫も不被為受候御所置ヲ以而□多言ニ不相渉、誠実ニ相達候までも心得ニ

御座候、

○万一彼輩之遲疑、（仕）彼是論候共、決而私説申聞せ間敷心得ニ御座候、且愚見微力ニ而

奉命為仕難キ見込充分相立候ハ、時日ヲ廻らさず帰坂、（御沙汰相得）又□□一分之功ヲ以而□□

永引かせ、遅々仕間敷心得ニ御座候、（見込ニ而）

戦争使者之習、彼是非を不弁、誘寄せ□談□二事寄せ、多人数乗組候共、断然

(14) 【改】【勁】【講】「御趣旨」

(15) 【改】【勁】「相違」

(16) 【改】【勁】【講】「之内」欠

(17) 【改】【勁】【講】「御」欠

(18) 【改】【勁】【講】「陸上通方日合、且御答評議日合を以て」

(19) 【講】「御処置」

(20) △以下、この一行分が、7行目「此後之御赴旨は天下之」の項目に挿入されることを指示している

(21) 【改】【勁】【講】「於彼奉命」

(22) 【改】【勁】【講】「諸手へ相通候里数早打し」【講】は「の」日数を以て

(23) 【講】「賤卒」

(24) この項および次項は、それぞれ「前」「後」と注記されていることから、順序を入れかえるとの指示と思われる

(25) 【改】【勁】「正大衆議御用」【講】「正大衆議御採用」

(26) 【改】【講】「歎願」【勁】「願いにくがましき」

(27) 【改】【勁】「候」欠

(28) 【改】【勁】【講】「相」欠

(29) 【改】【勁】【講】「所」

(30) 【改】【勁】【講】「之赴」欠

(31) 【改】【勁】【講】「十分」

(32) 【改】【勁】【講】「一回」

(33) 【改】【勁】【講】「帰帆」

(34) 【改】【勁】「遅之」

(35) 【改】【勁】【講】「御艦に乗組」

相断、六七人ニ限り御艦江乗せ申間敷心得ニ御座候、或は誘引、利不尽ニ捕候共、決而彼

御艦ニ而は直様打払引取らせ可申、兼而頭取江密ニ申附置候心得ニ御座候、彼ニ密事相通或は

同腹仕候杯、風評紛々と御座候共、一死之後或は勘解行届届阪迄は、何程風評

相生候共、御取用無之様奉願置度候、

右之段、心得迄ニ伺置度奉存候、以上

八月十七日

勝安房守

猶申上候も奉恐入候得共、彼か奉命否迄は、決而戦争之御備相弛ミ不申、万一

反命仕候節は、曲直ヲ以而御一手限り御打入御座候様奉願候、以上

相成候程之御手配り相立居候様

(36) 【改】【勁】【講】「御艦江」
欠 乗せ申間敷、或は

(37) 【改】【勁】【講】「心得ニ御座候」
座候一欠

(38) 【改】【勁】【講】「私儀を」

(39) 【改】【勁】【講】「理不尽」

(40) 【改】【勁】【講】「時宜に寄直様」

(41) 【改】【勁】【講】「頭取に」

(42) 【改】【勁】【講】「密々」

(43) 【改】【勁】【講】「申聞置」

(44) 【改】【勁】【講】「右様成行候節」

(45) 【講】「と」欠

(46) 【改】【勁】【講】「相生候共」

(47) 【改】【勁】【講】「品に寄勸解」

(48) 【改】【勁】【講】「御座候共」

(49) 【改】【勁】【講】「心得方伺置候」

(50) 【改】【勁】【講】「勝安房守」
欠

(51) 【改】【勁】【講】「か」欠

(52) 【改】【勁】【講】「決而」欠

(53) 【改】【勁】【講】「一方」

(54) 【改】【勁】【講】「一」欠

(55) 【勁】「願上げ奉り候」

(56) 末尾に以下の通り
【改】【勁】「一橋公御直書御付箋 見込之趣尤に存候間十分取計可申事」
【講】「一橋公親筆付箋 見込之趣尤に存候間十分取計可申事」

16 御沙汰書（和宮警衛と帰洛の便宜につき）（慶応四年正月受領）

勝安房守

和宮御事、往年天下

之為ヲ以 御東下之處、

其御旨趣、総而画餅⁽¹⁾

となり、已ニ

先帝御遺憾之

御沙汰も被為在之次第、方

今ニいたり、実以不容易形

勢、万一不慮ノ時変難

測、於

今上も不可言之 御苦慮

被為在、其方誠忠之義

(1) 【改】「画餅になり、已々」

兼而被

聞食入候間、緩急御守

衛、海陸便宜ニ從ヒ、御

帰京之所置、深頼被

思食候旨、被

仰下候事、

17 御沙汰書副状 (慶応四年正月受領)

近日の模様穩

ならぬ次第二付而は、

深く御苦慮あらせられ候

へとも、御警衛の事

かねて夫々仰渡され候

様のはこひにも

いたらせられかたく、

旁別紙の通り

仰出され候間、万一

非常の節は、急度

叡慮の御旨

仰伝えられ度と、懇に

たのみあそはされ

候様との

御沙汰ニあらせられ候事、

なをく御女儀の事、

また治乱の間もはかりかたく、

かたく御一封ニ而かねて

御渡し置あそはされ

候様との御事ニあらせられ候事、

（慶応四年正月十八日）

近⁽¹⁾く

官軍^問尋罪之御拳ありと、臣子分主命ニ

唯⁽³⁾一死ある而已、何そ愁とするに足らむ、

十七日米利其曲直是非⁽⁵⁾二到ては

百歳⁽⁶⁾之後公評二帰せむ、今日に

及ては其分別を論する^{強而今}暇あらず、暫く空漠空敷

十七日米利堅之報告ニ云、

官兵⁽⁷⁾其居館を襲ふ故二墩

を築き、兵士を分ちて、其地を固

守し、猶軍艦⁽⁸⁾を呼ふと、長崎

地方之如きは、未夕其確示を不

〔1〕【改】【勁14】【講2】「近々」

〔2〕【改】【勁14】【講2】「臣子之分」

〔3〕【改】【勁14】【講2】「只」

〔4〕【改】【勁14】【講2】「患」

〔5〕【改】【勁14】【講2】「至」

〔6〕原文指示通りに読むと「強而今其分別を論せず、暫く空漠に附し、百歳公議之人を待つ而已」

【改】【勁14】【講2】「強而今分別を論せず、暫く空漠ニ附し百歳公議之人を待つ而已」（表記は【講】が底本とする越葵文庫本による）

〔7〕【改】【勁14】【講2】「官軍」

〔8〕【改】【勁14】【講2】「猶」欠。ただし、越葵文庫本には「猶」あり。

得といへ共、恐らくは同轍二過ぎ

さるへし、臣愚聞之て、痛哭悲

歎二不堪、遠く⁽⁹⁾印度之破れ

近くは支那之地、毛髮^長官兵

其是非曲直を^{鳴し}云て、同属相喰

ミ、西洋^{諸国}其拳二乗す、今哉

皇国殆ト同轍二陥らむとす、口に

勤王を唱⁽¹¹⁾すといへ共、其形勢今

日に及へり、公平を唱へて大私

を挟ミ、

皇国土崩、万民塗炭二陥

ゆるを察⁽¹²⁾せざるは、是を何

とかいわむ、臣

上京^中して微衷を愁訴せむとすれ共、今は^{待而已、然れ共}

朝敵⁽¹³⁾之小臣なり罪臣、此千載之遺恨^{我主と一死を}

(9)【改】【勁14】【講2】「遠くは」ただし、越葵文庫本には「は」なし

(10)【改】【勁14】【講2】「其」欠。ただし、越葵文庫本には「其」あり

(11)【改】【勁14】【講2】「唱ふ」といへ共公平を「欠。ただし、越葵文庫本にはこの文あり

(12)【改】【勁14】【講2】「不察」(表記は越葵文庫本による)

(13)原文指示の通りに読むと「朝敵の罪臣、我主と一死を待而已、然れ共此千載之遺恨を如何せむ、臣か斬首前に逼れとも黙□するを得ず」

【改】【勁】【講2】「有罪之小臣、我主と一死を待而已、然れ共此千載之遺恨を如何せむ、臣か斬首(【改】【勁】は「斬首者」)前二逼(各全集は「あ」と読む)れとも黙止するを得不得(表記は越葵文庫本による)

を如何せむ(臣か)、斬首(前に)逼れとも黙焉(カ)

するを得ず、希くは、此以微志参与(奉)

閣下に□代(訴)示せられむことを

(14)
恐惶誠恐
謹言

(15)
徳川之陪臣

勝 安房

(14) 【改】【勁14】「恐惶謹言」

(15) 【改】【勁14】【講2】「辰正月【改】はなし」 徳川陪臣 勝安房」(表記は越葵文庫本による)

（慶応四年二月十五日）

臣愚

微志を欲達政機朝臣、卑身有罪之小臣成るを雖

天朝政機以て不能仰恐て 天日、空敷黙止して、死節臣

に死するは其分なり、雖然、有罪と無罪を不論、為

国家卑言を尽す者は、

皇国之一民二生を受けて今日在るを以ての故なり、伏而惟

皇国外国之通交開けてより、開瑣異同を論し同尊王斥夷の説興りしより

属憤争して、死する者連年比々として不絶、是其政機是か為に

之可転もの不転、徒二瑣国一邦ニ可成るの旧則を守て

不移之故歟、或は其政機化育之速成可成るべきもの移る所遅々して

下言中に不通 壅塞して下民日に化育に移るの故歟、其憤争之跡を

〔1〕【改】【勁14】【講2】「卑臣」

〔2〕【勁14】「と」欠

〔3〕【講2】「邦家」

〔4〕【改】【勁14】「鄙言」

〔5〕【講2】「交通」ただし、底本とする憲政資料室本は「通交」

〔6〕【講2】「尊王」の前平出

〔7〕【講2】「しより」欠

〔8〕【勁】「比々」欠

〔10〕【改】【講2】「政機の」

〔11〕【勁14】「遅々として」

〔12〕【改】「速かなる」【勁14】「速やかに成らざる」

考
見れば、頗る過激ニ失すといへとも、其情を察する時は、共

に 皇国⁽¹³⁾を愁⁽¹⁴⁾ふる一念ニ発せり、其深怨之帰する所、亦

何人ニ在る哉、今日ニ到ては、我徳川氏罪を得

天朝□、臣衆数千其宛罪を愁訴せむと欲して、其志

不達、既ニ同袍相喰とす、臣愚か輩其忠諫尽力すへき所、

其機を失し、我主独り其誤を悔て仰

する既に数年前にあり、今日悔悟涕血すとも不能及、今

天裁ものは、臣子分是を見聞するに忍ひざるものにして亦

為是⁽²³⁾ 百万之生靈終ニ塗炭ニ陥入しめむとす

旧歳毛利家二国に蟄して、弱転して強と成る、関東今日之弱豈後日之強者

中⁽²⁷⁾に転するを思ハさらむ哉、且は同袍相喰しむ

関内如斯成るを見て、上国是を笑ふ者は、戦略に妙なりと

いへとも、

王者之政生靈を愛護する道にあらず、憤死之怨何れに

向ふ哉帰する哉、况哉亦譜代之主を捨て官軍ニ加ハる

益同袍憤争之基固くして垂御道無く

(13) 【講2】「皇国」の前平出
(14) 【勁14】「講2」「る」欠

(15) 【講2】「冤罪」
(16) 【勁14】「失す」欠

(17) 【勁別2】「涕泣」
(18) 【勁14】「今我」欠

(18) 【改】「勁14」【講2】「臣子之分」

(19) 【勁14】【講2】「断腸すとも」
(20) 【改】「及ばざる所」

(21) 【改】「勁14」【講2】「して」欠
(22) 【改】「駕御道」

(23) 【改】「勁14」【講2】「是が為に」

(24) 【講2】「之」欠

(25) 【改】「勁14」【講2】「旧歳毛利家」同袍相喰しむが4行後「憤死之怨」の前「」の部分に入る

(26) 【講2】「て」欠

(27) 【講2】「(且)は」欠

(28) 【改】「勁14」【同袍相喰む」
(29) 【勁14】「関東」

(30) 注(25)の文の挿入を指示したもののか

(31) 【講2】「官軍」の前欠字

者しむる者は、君臣父子相喰之道にして、羸弱(るいじやく)之者一時

之猛勢二恐るゝ処に出つる歟、

天朝之尊敵⁽³²⁾を知て如斯成る歟、不可知といへとも、内心忌懼

邦内人心離散之基と成るへき哉必せり、小臣か輩

哀訴せむとする者数百人、然れとも党を結ひ強訴するは

我が主の意に⁽³³⁾に反す、故二小臣独り代而其微志を⁽³⁴⁾を愁訴す、

亦興敗と⁽³⁵⁾と戦争とを恐るゝに非らず、一片之誠心為

皇国開らき難きの口を開き、あからさまに其情実を訴ふ、⁽³⁶⁾

希くは高明至正の慧眼を⁽³⁸⁾を以て了察を仰くに有る而已⁽⁴⁰⁾

⁽³⁹⁾高評

(32) 【講2】「恐れて」

(33) 【講2】「意旨」

(34) 【改】「微忌」

(35) 【勁別2】「興廢」

(36) 【改】「難関之れを開き」

【勁14】「開き難き口を開き」

(37) 【改】【勁14】「明白に」

(38) 【改】「雙眼」

(39) 【講2】「高議」

(40) 文末以下のとおり

【改】「恐惶謹言」

【勁14】「恐惶謹言」 辰二月 勝

安房

【講2】「恐懼々々誠恐謹言」 辰

二月十五日 勝安房

20 勝海舟宛西郷隆盛書簡 (慶応四年) 三月十四日

尊翰拝誦仕候、陳ハ

唯今田丁迄御来駕

被成下候段、為御知被下、

早速罷出候様可仕候間、

何卒御待居被下度、此旨

御受迄如此御座候、頓首

三月十四日

↗

安房守様

拜復

西郷吉之助

21 東征大總督府委任書（江戸鎮撫につき） 慶応四年閏四月二日

勝安房

江府鎮撫万端

取締之儀、御委任

候間、可有精勤、

大總督宮

御沙汰候事、

辰

閏四月二日

大總督府
參謀

22 勝海舟歎願書写（徳川慶喜江戸帰住につき）

慶応四年閏四月（四日）

悚懼^{（しよく）}戰栗、昧死而言上仕候、

臣義邦之

微名、不図

大総督宮達 上聴、江府

鎮撫之儀御委任被 仰出、且昨

今時勢二付、苦慮尽力仕候段

御感賞、猶此上管見不憚

忌諱、可奉申上旨、深厚之蒙

寵命、不堪恐懼仕合ニ御座候、

元来臣義邦無才^{無能}、唯一点之愚忠

以不欺心、平生之素志と仕候、

然ニ今般 御沙汰之趣、身ニ

取候而、織芥成し得候事功之⁽¹⁾

覚も無御座、実以存も寄ら

さる事、令旨を奉し、恰も

夢中又夢境ニ入る如く、恍として

可奉報答所を不弁次第に⁽²⁾

御座候、被 仰付候職事之如キは

臣義邦之不肖、敢て其大任に

当り可申器量無御座、猥りニ貪

恩栄候得は、上奉欺

朝廷、下民望ニ背キ候筋、何分

拜任ニ堪不申奉恐入候、抑昨今

天兵東降之際、城地献納之日

ニ至る迄、晏然鎮静仕候は、中々

臣義邦等⁽³⁾か苦慮尽力之及ぶ所ニ

無御座、偏ニ

(1) 【改】【勁14】「巧」

(2) 【改】【勁14】「執答」

(3) 【改】【勁14】【講2】「等」
欠

皇威之赫々たる⁽⁴⁾と、寡君慶喜至

恭至順誠心之いたす所と奉存候、

実ニ慶喜一身而已ならず、祖宗之

基業を捨、全く一家之私を不

顧、幽閉待罪之日と申せ共、

天朝尊奉、皇国治安を祈る

之意、聊衰ふる所無御座、義邦輩

ニ於ても、其誠意ニ感し、鄙心頓ニ

消尽仕、^(ひたすら)只管慶喜之純忠ニ体

認仕候故、自然府下寧靖、

天兵臨城之日も市肆不変、衆

庶

皇恩時雨之如きを奉感載候

事は、最

聖化之普きによる所ニ御座候

欠 ⁽⁴⁾【改】【勁14】【講2】「と」

⁽⁵⁾【改】【勁14】「監城」

得共、亦慶喜恪謹恭順之微

効無しとも難申歟、臣義邦愚昧、

往日慶喜將蒙 天譴を時、

死を以而匡救可仕所、微力にして

行届不申、遂ニ奉勞 六師

征討、一時邦内騷擾、尚不測之

变故も候ハ、其末外国覬覦^(まがめ)之

端をも開可申ニ立到候段、万死

難償、追念こゝに及び候得は、慚

懼身を容るゝ之地無く、恐入奉存候、

何ぞ

大総督宮之 恩命を奉拝受候ニ

堪可申哉、負罪之臣、今更一言ヲ

奉獻候地位ニは無御座候得とも、

令旨拝見仕候ニ、蒞薨^{すうじょう}之言

をも捨てせ玉ハさる御旨も被為在候間、

恐をも不顧、愚衷を陳啓仕候、此上

府下静謐、遠く辺境ニ及し、

生靈之安寧を謀らせ玉ハんニハ、

臣義邦之如き之力ニは難及候義に

御座候、前件奉申上候恭順之至誠、

士民をして自から感化せしめ候、慶喜

近日之行実こそ、能く其地位ニ適

当仕候歟と奉存候、仰願くは、

聖徳天地ニひとしき

皇恕を以而、慶喜をして退隱被 仰付、

府内ニ還住なさしめられ候ハ、府下

之衆庶、必其恪恭ニ薰陶せられ、

漸々不令して安靖に至り候半、尤

負罪之慶喜遜国之間も無御座、

(6) 【講2】「被為在之候間」

(7) 【改】【勤14】【講2】「之」
欠

府内江還⁽⁸⁾させ玉ふ事、

朝廷之御威光ニも拘り可申と議論も

可有御座候得共、仮令悪人ニ候とも、

悔悟改心仕候得は、咄嗟間ニ善人ニ

相成申候事ニ御座候、慶喜元と悪人と

申ニも無御座、一時過錯、馭下⁽⁹⁾之方を

失し候より、奉犯

天怒、其已来痛責自艾⁽¹⁰⁾仕候

実蹟は、前文奉申上候通、明々了々

に御座候、然れは今日之慶喜は、前日

之慶喜には候ハす、方今国家多難

之時、破格之 御権道を以而、一之

御仁術を施され候ハ、大ニ

皇国之御為ニも可相成、申さは無用

を以有用を助け、

(8)【改】【勁14】【講2】「還らせ」

(9)【改】【勁14】「力」

(10)【改】【勁14】「自受仕候」

皇化之御為ニも相成候半歟と奉存候、

かく申上候得は、偏ニ慶喜之為ニ地ヲ成

候様、御賢察之程、恐懼奉畏候へとも、

臣義邦素心、一事不欺を以世に処

申候從來之持操は、⁽¹¹⁾

大総督府下及ひ元戎軍門⁽¹²⁾

從征一二吏臣⁽¹³⁾も粗存知之人も有

之候半歟、誠ニ至愚至癡⁽¹⁴⁾、情意

有之儘⁽¹⁴⁾ニ奉陳上候次第、幾重ニも

御憐恕被成下、件々篤と

御洞察被下置候様、伏而奉悃願候、

誠恐誠惶死罪々々敬白

戊辰

閏四月

勝安房

(11) 【改】【勁14】「特操」

(12) 【改】【勁14】「我」

(13) 【改】【勁14】【講2】「史臣」

(14) 【改】【勁14】【講2】「二」
欠

人心離散之御答

第一

今時⁽¹⁾植苗之時ニ当て、下民力役に

苦む、東国⁽²⁾三十余国悉く其生産を

失ハしむ、来歳⁽⁴⁾之生活、何物⁽⁵⁾を以て其生

を保たん歟、民は国之本也、下民豈数

千年之恩沢を弁すへき、其父母妻

子⁽⁷⁾之鍊餒⁽⁷⁾を逃む目前^{知中}を□て、其

他を顧るに暇あらむ哉、

第二

(1)【改】【勁14】【講2】「苗を植うべき時」

(2)【改】【勁14】【講2】「東三十余国」

(3)【改】【勁14】「失はむ」

(4)【改】【勁14】「春歳」

(5)【改】【勁14】「何を以て」

(6)【改】【勁14】「哉」

(7)【改】【勁14】「鍊餒されむ」

既ニ過日已来⁽⁸⁾、大総督府江建言ス、

第三

王政御一新之際、我徳川氏之領国

を以て其用途に充られんとするかことし、

此一事、乍恐御規模御狭小にて候、譬

不残被召上□も、纔に四百万ニ不過、

其惣^(カ)□高は三百幾十万⁽¹⁰⁾俵、今悉く

被召上るとも、大政從事之諸官俸

金にも可不足、況哉海陸之御武備⁽¹²⁾、

何を以て是に充られん歟、且其名

不正、犯罪之如きは、其条理を以て

御罰可有之御事歟、

若其領国之半⁽¹⁴⁾ニ被滅は、無罪之家臣

其父母子弟之如き、何を以て是を養

ハむ、人怨終に何方に可帰哉、

(8)【改】【勁14】【講2】「以来」

(9)【改】【勁14】「規模狭小にして」【講2】「規模御狭小」

(10)【改】【勁14】【講2】「三百六十万前後」

(11)【改】【勁14】「從來」

(12)【改】【勁14】「諸武備」

(13)【改】【勁14】【講2】「御」
欠

(14)【改】【勁14】「領土の半ばを」【講2】「領国之半を」

今寛典之御所置にて、寡君御宥免之

御事有之、領国其儘被⁽¹⁵⁾下置候とも、幾許

万石を以て進献すへきは当然なら

む、是然らんには其誠心より出るもの

にして、其他御国内之侯伯これを見、空

敷黙止して止まんや、必らず幾許其領地

に応して進献すへし、然る時は、大政

之御用途、海内之諸事ニ充られん

には充分成るへき歟、如斯ならば、人々

其心に快くして悦服すへき事必せり、

第四

一家不和を生れば一家滅亡す、一

国不和を生ずれば其国亡⁽¹⁷⁾すへし、

海内⁽¹⁸⁾之人心をして離散せしめは如何、

第五

(15) 【改】【勁14】【講2】「置」
欠

(16) 【改】【勁14】【講2】「は」
欠

(17) 【改】【勁14】【講2】「滅亡」
すへし」

(18) 【改】【勁14】「御内」

外国⁽¹⁹⁾之人員、其御所置如何を以て、

拭目て見、耳を立て聳聞く、若一朝御

不正に涉らは、其可否瞬間を以而

海外二及ふ、深慮すへきならむ歟、

此他人心之向背二関係するもの

既二幾許、今其御實際之大成る

ものを以て忠告す、これ寡君恭

順して憂慮する所、必らず爰

に出ざるを推察す、故に其罪を

恐れて黙止する能ハす、不憚忌諱

冒瀆高明ス、死罪々々

閏四月廿八日

勝 安房

(19) 【改】【勁14】【御・国】

猶々⁽¹⁾、不順之時氣、

何とそ為天下、御加養

奉祈候⁽²⁾、もし御手透も

被為在候ハ、⁽³⁾、小松方へ御

光来奉願候、且又

拝啓、愈以御清穆被⁽⁴⁾

本文広言他見御無用⁽⁴⁾

為入、奉恭賀候、誠ニ過日ハ

御聞すてニ被成候様奉⁽⁵⁾

推参、初而拝謁蒙御懇命

願候、

千万難有奉存候、さてハ

(1) 「猶々」以下、字体を変えてある部分は、追伸にあたる

(2) 【勁】「祈り奉り申し候、御手透きも」

(3) 【勁】「て」

(4) 【勁】「地見御座候」

(5) 【勁】「筆すくみ成られ□□願ひ奉り候」

○大理論○経義大意等の拙著

其折備高覧候一小冊

御高評願上度候へ共、此節□□不⁽⁶⁾

初心の心得のミを申置候

申候、帰京之上可出申候、御舍

儀二候処、奥⁽⁷⁾深^{意味有}げに広言申上、

可被下候、

そ忽⁽⁸⁾千万、丹顔之至候、就而ハ⁽⁹⁾

猶又御直二奉伺趣御座候共、⁽¹⁰⁾

老足遠路不任心底、近頃⁽¹²⁾

乍失敬書取を以、一わたり⁽¹³⁾

申上候、し⁽¹⁴⁾らへの説ハ歌のミ⁽¹⁵⁾

の事なれとも、たとへハ刀劔

のこときも、切味のミにてハ上作とハ

申かたく、名劔ハ別ニ靈妙

(6)【勁】「□□得申し候」【講】
「得□不申候」

(7)【勁】「此の処意有るに任せ、
盛んに広言申し上げ」

(8)【勁】「只々」【講】「今に」

(9)【勁】【講】「然上は」

(10)【講】「直々」

(11)【講】「御座候も」

(12)【勁】「老台」

(13)【勁】「書状」

(14)【勁】「□□遍の」

(15)【勁】「奇」

有之⁽¹⁶⁾、是皆しる所ニ御座候□、

歌も、てにをは⁽¹⁷⁾の□の上

のミにて、理ハ正しく相守

得候而も、うたハるゝ⁽¹⁸⁾、うたはれぬ

所のぐわひハ、別段有之⁽¹⁸⁾、うたハるゝ

所ニ至りて、始而活物と成、真之□歌とハ

可相成哉、これによりて思へハ、

政治の上迎も、眼前の正法

のミにてハ、却而人情ニ悖る

所ありて、遠大ニ行ハれかたき

物なるへく、現事の上ニ付て⁽¹⁹⁾

見申候へハ、おもて通りハ公平⁽²⁰⁾

正法らしくみえなから、夫却而

人情ニさかひ、なかく久しく行

ハれぬもの有之⁽²¹⁾、これか⁽²²⁾のてには^(ママ)

(16) 【講】「有之候」

(17) 【勁】「奇」

(18) 【講】「有之候」

(19) 【勁】「候て」【講】「取て」

(20) 【勁】「大平」

(21) 【講】「有之候」

(22) 【勁】「これか為、てにはのみ」

のミ調ひてうたハれぬ歌の

こときものにて、其うたハるゝ

と申所の妙所ハ、たゝ成熟の

上にある事なるへけれハ、今日

の事も長く行はれハうたハれぬにハ、

いまた成熟に至らざる所

故なるへし、故におのれ

おふけなくも法をたつるに、

大理・小理、第一義・第二義

のけちめを分チ申候、尤造化

主ハ、此大理によりて大道を

行ひ、万物生成してやまず、

万古不易の大利を得

るもの也、支那聖賢の道ハ、

眼前(23)の常理ニもとつき、眼前

(23) 【勁】「書に理に」

の利害得失を見るやうにて、

○終亡に去国と成、
○万代不易の大利を得る

ことあたハす、眼前小利を得て

足れりとせしにたり、すへて

外国の究理と云ものハ、第二

義の常理条理の上にして、

玄の玄なる大理ニよらされハ、

(25)にわか(カ)の刀劔の切味をのミ

好むのミなるか(26)ことし、故ニ

英国隠士ハリス独り、かの

玄天の○道大を唱て、当時を

うれたむ(カ)よしなるハ、尤なる事歟と

存申候、開国いまた遠からざる

国々ハ、朝日のほるかことき

(24) 【勁】「得候も」

(25) 【勁】「かくかくの」

(26) 【勁】「ごとく候」

勢ひにて、時運の然らしむる

所なれハ、時運数ありて、一たひおとろふる

時ニ至りてハ□□、そのみち(27)廃(28)

るゝ事なからめや、易道・運

数の説ハ信すへきことなる

へし、されハ返々(29)今日の

道も、かの歌(30)のうたハるゝ所の

妙用ニ至りてのち、活物と

成○遠大ちん上にニおこなはれ可申哉、

なに事も、眼前の常理、一通り

の上ニ付ての究理ハ、造化

主の本意に背き、かの

大利を得ることあたハさるへし、

よりておのれ知(31)紀おふ

けなくも、大理論と申

(27) 【勁】「講」「みき」
(28) 【勁】「落ち候類の事」

(29) 【勁】「返し候」

(30) 【勁】「奇」

(31) 【勁】「講」「おき」

一小冊をあらはして、かの

ハリス又フルベツキ輩ニおくり

置申候、然しフルベツキハ(32)かれか

宗旨ニこりつめたるものにて、

いまたをさなきものゝやうニ

思われ申候、独りハリスのミ

大道ノ真味を知れるもの

歟とおもはれ申候、

右ハ、れいの蛇(33)をおそれ

さるの盲言、大狂人と被思召

候半なれとも、先達而高崎

連名にて高詠被送下、

へゆくへしられぬ御代の

さま哉と、御慷慨被為在候故、

大御深切之旨(34)ニすかり、

(32) 【講】「かれの」

(33) 【勁】「虵」

(34) 【勁】「右」

鄙見無腹藏申上候也、

返々御海容可被下候、

誠惶頓首

八田知紀

七月十三日 灯下二認

安房守様

侍史

25 勝小鹿海外渡航許可証写 明治二年六月九日

第三十号



徳川新三位中将家来

安房惣領

勝 小鹿

已歳十六

右之者、此度海外旅行之儀願出候間、差許申候、

就而ハ通行無差支様御免許被下、且差掛

要用之儀は、相当之御扶助被下候様、其筋江

依頼いたし候

日本国

外国官知事

明治二己巳年六月九日

伊達中納言 (花押)

(割印)

規則

一、各国御条約書中ニ有之候条々は、一々

相心得可申候事、

一、何事ニよらず、

皇国之御為と可相成筋見聞之節は、

精々心を用ひ穿鑿を遂げ、口上書面ヲ以

外国官又は神奈川・大坂・兵庫・長崎・

新潟・箱館之内外国掛り御役所江御飛

脚便之節可申越、若又書通不便之節は、

帰国之上可申出事、

一、銘々父母之邦を離れ、外国江罷越候儀ニ付、

各覚悟可有之儀ニは候得共、一身之慎方ハ

不及申、聊之事なりとも、御国之御外聞

不相成様心掛ケ可申、且引当無之外国人

借財之儀決而不相成、万一旅費其外差

支、無余儀外国ニ於而借財致候ハ、帰国之節

迄ハ何様(朱書)ニもいたし償戻、決而不義理之事

仕間鋪(マ)、若又引負等致し其儘逃れ

帰り、追而相顕るゝに於而は、(朱書)「は」人より勿論

主家一類迄其時宜ニより急度御咎之上、

償戻之義可被仰渡事、

一、海外旅行中、御国人ニ出会候ハ、仮令不相

知ものニ候共、互ニ相親ミ、其者不心得之事

有之候ハ、異見差加江、或は病氣等難苦之

体見捨兼候ハ、可成丈扶助致遣し可申事、

一、外国人江対し恨ヲ含ミ候事有之候共、可成

は堪忍いたし、不得止節は其土地之役所江

訴立、静に筋合糺しもらひ可申、何程

忿怒ニ堪へさる事也共、決而外国人ヲ殺害

いたし、又は為疵負候様之挙動致間

鋪候事、

一、御渡之御印章は、大切ニ取扱、帰国之上

可奉返納、尤当御役所ニ不限、前書何れ之

港ニ而も帰着之上、都合次第相納候而不苦

候之事

一、他国之人別ニ加り候事并宗門相改候

儀堅く御制禁之事、

一、年限之儀は、別段御定無之候共、凡十ヶ年

は御許容可被下事、

一、年限相立、無滞帰国之上、旅行中

之始末委細可申上事、

右之条々堅く可相守者也

明治二年巳六月九日

外国官
印

26 勝海舟宛柳原前光書簡 (明治二年) 十月七日

過日は突然参上、

寛談御懇篤之

段、畏存候、爾後益

御趣勝恐慶仕候、

猶迎寒之時下、御

自護為国家冀

望候、陳者、朝鮮

国儀は、御承知通り、

往昔来御通交も

被為在儀二付、方今

段々御取調之次第も

有之候得共、何分彼

国近情不分明ニ御坐

候、就而は足下是迄

右辺高論も有之、

内々御著述連宛御

出来哉之趣伝承

仕候、自然不苦候得

は、内々御惠借相蒙

度願存候、先者右

寸要迄如是候、乱

書御判覧至冀致

候、恐悚不宜

十月七日

副啓、書餘不遂参拝可

申述候、公務多擾、御契

潤等閑御海恕、是祈屯首、

勝飛川先生 机下 前光

(「鎖」字で封印)

(前欠)

老込候哉と存候事ニ御座候、

○米国御通過も候て、忤輩

ニも御逢も候ハ、可然当地之

模様御話被下、且益勉強

仕候様御示教被下度候、心附

候事可申延旨ニ候得共、其場

ニ臨ミ申候ては、大ニ思案も相違

之物ゆへ不申延、呉々も御身

体之御摂生専一、亦は御虚心

ニ而、新御教を御受被成□

歟、内外も不穩之折柄、

御心せきニ而は基不固と存候

間、能々御推考可然と

存候、不取敢右等申延度、如斯

御座候、謹言

正月八日 安房

貞次郎様

猶々ワルス并松田江御逢も

候ハ、可然御伝被下候、従前

認差出候書状は、御取捨ニ而宜敷、

或は御示之上、当今之処

御話も候ハ、益可然候歟、

御着御折合^(カ)之上、御写真

一葉御送被遣度御頼申上候、

従是も時々御動静ハ伺

可申と奉存候、御着之上は、中々

学問上御寸暇も有之間敷、

一時は中々苦敷程成るへく

と、万々察申上候事ニ候、再拝

28 勝海舟宛大山綱良書簡 (明治五年五月) 二十六日

勝安房様 鹿兒嶋参事

閣下 大山格之助

追々御壯常被為成

御起居、万事御勉勵

被下候段、為邦家大慶

之至奉存候、鄙生事も

本月始より当地出⁽¹⁾

府仕、即御伺も可

奉申上候処、多用ニ

(1)【勁】「出でに付き、□□此節カ」御伺も

取紛れ、未御不沙汰

申上居候内、今度

御巡覽二付、至急

今日発足、帰臈之都合二

相成、乍残念⁽²⁾

顔も得不仕候間、甚

乍疎怠、以書中⁽³⁾

御伺旁如此御座候、

恐々謹白

廿六日

(2) 【勁】「正に残念」

(3) 【勁】「御伺芳申し奉るべくを以て」

29 勝海舟宛三条実美書簡 (明治五年)十一月朔日

「
夕

(包紙)

勝海軍大輔殿 実美

内披

「

弥清穆^(せいぼく)大賀候、

然は過日内談

有之候台湾地方

偵者派出之義、

尤急務ニ候間、弥

差出候様内々委任

致候間、人撰之上

密々申付有之候様

致度候、猶以台

灣一件之義ハ、追而

評定可相成候、仍

要用而已申入度

如此候也

十一月一日

勝海軍大輔殿

実美

↗

臣

台湾之儀御下問之節、必らず

支那と争端を相開き可申、右

之覚悟ニ候へは可然奉存候、又或は

恐る、時候悪敷、秋末迄御見合

可然之両条、強而申上候処、御採

用無^{不及}之、全く支那と關係

無之旨懇に御説諭之末、今日

之勢ニ立到、内外不服、彼是

謗議相生、艦船御都合悉く

行違候儀、誠ニ致方も無御座候

次第ニ御座候、其節猶強而

御留不申上候は、臣之罪遁れ候^止

処無之、深く恐入候、^{其上}海軍之者共

不服も不少候処、強而事々随

せ候は、臣実二不忍所二御座候、元来

軍国之大事、^{ヲ以而}都督并局

長江御委任之上は、海陸之全

権も両氏江御附与被遊、御見

込之筋御貫徹相成候方可然

と愚考仕候、然らざる時は、事々

脅を引かれ、命令一二出不申、

兩人も困却不少哉と推察

仕候、此段無腹臆申上候、謹言

31 内達（台湾出兵につき）明治七年八月二日

内達

台湾蕃地処分^{（カ）}末、

兼而及内達候通、今

後万一啓戦端候

節ハ、軍事方略之

儀、総テ専任候条、

陸海協議可経

奏聞事

明治七年八月二日

32 内達演説書（台湾出兵につき）

（明治七年八月二日）

内達演説書

今般台湾蕃地処分之

為メ、都督發遣候ニ付、清国へ

公使派出被 仰付、精々

両国和親ヲ破ラザル様可

及談判候へ共、若シ彼ヨリ霧（きん）

隙（げき）ヲ開キ候哉モ難測、事不

得止ニ出レハ、戦争ニモ可及ト

廟議一決候、方今陸海

二軍創立日久シカラス、固リ

其充分ヲ望ム可ラスト雖トモ、

我力ニ随ヒ、緩急ニ応シ不虞ヲ

戒ムル等之設備無ル可ラス、

宜クス意ヲ体シ、篤ク省議ヲ

尽シ、其方略ヲ籌画可致

事、

33 勝海舟意見書写(徳川家手許金につき)

(明治十年以前)

御手元金不残取集、

大判ニ取直置候分、惣高

貳千五百枚

此御手元金之儀は、去る

戊辰之末、御家禄七拾石^万

下賜候節、小臣頻ニ御返上

之儀申立候へ共、時之各官

御不同心ニ而相止候、其節

愚考にては、此金凡六万兩

程有之、是を以而三・遠・駿

地方江罷越、兼々存知罷在候

大農所持之田畑山林之内

讓受、御家産相立候見

込にて、封金いたし置候、其後

追々唯今ニ及候間、此御金

は、已後三位殿御留学之

御入費ニ相当候積故、猥に

他事江御用被成候儀不可

然と存候事、

勝安芳 印

且、此御手元金散佚不致、

能く取纏候事は、其節之

掛り役々苦心不少候間、

後々此儀御忘却有之

間敷と存候也、

34 松平春嶽宛勝海舟書簡（付副状）

（明治十九年）十一月十八日

〔^{封筒}〕明治十九年十一月十九日接到

勝安芳先生秘密書翰

松平慶永

〔慶永〕封印

過日は、一堂殿江御逢

御座候^{（マヤ）}赴^{（マヤ）}ヲ以而、殊に御叮嚀

被仰遣恐入候、且御詠相見、不相替

御深情之御事、感佩仕候、此度

出府之事并私共申立候^{（マヤ）}赴^{（マヤ）}意

御聞候^{（荷カ）}入候哉も難計候へは、荒増

認、入貴覽置候之故、押奉希候、

右過日之御受、乍延日申上候也、

十一月十八日 勝安芳

松平慶永様

御手許別紙添

(副状)

乱筆御免可被下候

一堂殿被致御出京は、御実母危篤との事にて、

是非共御面会被遊度と、水戸家より静岡江御申出、

御当人ニも御逢被成度との事故、右孝養之簾ヲ

以而、官辺ニは不関、総而黙許ニ相濟候儀ニ御

座候、一体御出京之本筋に候へは、是非共

天氣御伺、夫々之御手数ヲ經不申候ては不相濟、

右様にては即時とは参不申、其他甚困難之場合

に立到候段、官辺出格之特典ニ而、唯其孝養之

志貫徹相成、御生母江御逢も被成候儀は、厚く難有

不被存候ては不相濟事ニ而、情ヲ以而申候へは、廿年已来

之出府、御親戚様方・旧御中ニも御逢被成度は、万々

情義ニ候へ共、左様相成候ては、事柄穩便ニも参不

申、終ニ御私情之方相勝、特典之御赴意ニ相反、

甚恐入候次第柄ゆへ、千駄谷江も不被立寄、直ニ水

戸邸江被入候義ニ御座候、乍去千駄谷江不被参、直ニ

彼之邸より帰途ニ被向候も、何とやら不都合ゆへ、

帰途掛ニ被参候義ニ而、尊公様・確堂様方江も御内々

御逢も御座候手続と相成候、是等之意味初□

悉く不申上候ハ、彼是伝播候へは、あらぬ物議も相生

候訳柄ゆへ、初は御出も御断申上候義ニ而、敢而他に御

隔意申上候筋ハ一点も無之、一堂殿ニは唯々

孝養之一途ニ而、官辺特典之御赴^(マ)旨ヲ被為酌量、

唯慎不被居候ては不相濟事ニ御座候、左無之候ては
我儘ニ相流れ、甚不面白拳動ニ相成候間、別ニ一途
を開らき、^{対面}孝養相濟候へは、私情は一切放擲仕候義
に御座候、亦此後忍び如何歟之筋有之、表向御出府
相成候共、一等多も二等多も被降候御取扱を不受候ては
不相成候事歟、夫等ニも此度之進退、別而被慎
候事ニ御座候、他家ニも違候家之事、最早宜敷とて
自儘ニ相流候様にては不相成候哉ニ御座候、○此外赴意^{ウツイ}
は種々御座候へ共、荒増陳述入御聞置候也、 安芳

十六日已来、大臣遭変あり、人心⁽¹⁾

騒然、廟堂不一定、默止二不忍、松方・

西郷両氏へ送之、

独立不羈之侯伯、外交を忌みて邦

内紛擾、幕府を倒せしハ既ニ昔夢⁽²⁾と成る、

今日ニ至てハ、此蒼生内地雜居之空想⁽³⁾、

且洋外⁽⁴⁾之国法を以て強圧⁽⁵⁾に困み、人心

忌懼、政府怨府⁽⁶⁾と成る、終ニ如乱麻に

至らむ、於其情実前年と異成るを不⁽⁸⁾

見、我其孰歟是、孰歟非なるを知らず、

今日ニ及て閣議国家之大体を不顧、識見

(1)【講】「十六日」送之」の文なし。底本とする講談社本に「十月廿日 西郷・松方江送る」と注記

(2) 講談社本「前年に在り」↓「昔夢と成る」

(3) 【講】「到」

(4) 講談社本「万里」↓「洋外」

(5) 講談社本「強而施さむとする」↓「強圧に困み」

(6) 講談社本「を不信」↓「怨府と成り」

(7) 【講】「成り」

(8) 【講】「到」

之異同⁽⁹⁾を論議するハ、邦内紛擾之基を
なすなり、昔日幕府之施政⁽¹⁰⁾に異なら
ざる也、

○当年、大臣下士に傷らるゝ事二回、猶

定止を卜せず、豈是を盛世之美事と

可言哉、甚疑ふ、其為政自然之大道に反す

るもの有る歟、人心之向背を不深察歟、

諸君宜敷猛省、

聖徳之累を為す勿かれ、

我ハ幕吏之老朽、文明士に唾棄⁽¹³⁾せ

られし一身、今日漫ニ口を開く不能ハ、万々

了解すといへとも、

聖恩隆渥斯く聖世に残喘す、感慨

之極胸裏ニ充、其

聖上に建言、諸官ニ一言するものハ、感

(9) 講談社本「異同成るを」↓
「異同を」

(10) 講談社本「尚前年」↓「昔
日」

(11) 【講】「之」欠

(12) 【講】「と」

(13) 講談社本「擲」↓「唾」

泣之余滴、希くハ君等老朽之陳言

とせず、精意着実忠愛を基とし、

廟堂一定、笑を海外ニ引⁽¹⁵⁾き、蒼生之⁽¹⁶⁾

怨を買ふなかれ、恐懼々々

十月廿日

安芳

(14) 【講】「余漏」(底本とする
講談社は「余滴」とある)

(15) 【講】「引く」

(16) 【講】「に」

36 勝海舟宛柴田松之丞歎願書 明治二十六年八月十五日

勝伯爵家ト柴田家トノ間柄ハ、旧簾本

同士ノ事ニシテ、自分先祖伝来ノ住居地所ヲ

貴伯爵殿ヨリ御望ミニ因リ、先年父七九郎

ト売買ヲ為スノ際ニハ、自分未タ幼年ノ事故、其

順序ヲ知ラサルモ、既ニ御望ニ從ヒ、今日ノ御

住居トナルニ付、其因縁ニ付テ歎願

東京市四谷区北伊賀町十四番地

平民 木部謙司方

旧簾本柴田七九郎倅

柴田松之丞

当二十六年

右松之丞儀、謹テ奉懇願候、自分実父七九郎ハ、先
年活計不如意ノ為メニ、所有ノ財産ヲ滅亡致シ、近
々非常ノ困難ヲ究メ、其已前ニ当御住居地ヲ

伯爵殿下ニ、旧簾本ノ役ヲ同フスルノ因縁ト、旧友

トノ縁由アル故ニ、自分住居ノ地ヲ、涕泣シテ、既ニ今日

閣下ノ御望ミ通り、其売買ノ事ニ運ヒタルハ、一御

新ノ際ニシテ、当御地ヲ明渡タル后、御隣地ノ僅

少地ニ仮住居ノ身トナリ、其住居地ヲモ疾クニ

引払ヒ、無学無職業ノ為メニ、家族一同ノ不孝

ニシテ、財産一点モ之ナク様滅亡セシ以来何分ニ

モ方法相立サルニ因リ、旧知己ノ人々ニ参リ、無心

乞食ノ姿ニ陥リ、或ハ安泊リニ一泊シ、或ハ知己ノ人々

ニ頼ミ、一泊ニ泊トマテ身ヲ已ニ淵川ニ投セント

スルノ勢ヒ、家族一同ノ難渋一方ナラス困難ヲ究

メタリ、

然ルニ、他ニ思想ノ考ヘナク、父七九郎ト母フジト俱

ニ、元丹波国元知行所ノ百姓ヲ尋テ、涙クク出

立シ、該地ノ百姓等ヘ歎願ヲ為シ、土地ノ百姓ノ

家人ニ就テ、今一日麦飯ヲ頼ミ、又翌日一泊ト

其日ヲ凌キタル后、母フジノ難病ヲ煩ヒ、遂ニ

其薬功ノ手当ヲ為スノ方法モナク、去明治廿四年二月

二十日ヲ期シ死亡シタリ、嗚呼悲カナ、薬用ヲ施与セス、

親子ノ別レヲ遂ケス、何方遠隔ノ地、其旅用ニ差支、

是ノ難波ヲ為スノ歎息一方ナラス、未タ其香花ノ拝

ミモ出来ス、何卒今一度該地ヘ出向タキモ、其

旅費ト衣食ト総テノ手当ニ殆ント当惑シタリ、

因テ其手当ノ幾分ヲ、今回或人々ニ就テ、応分ノ

手当ヲ懇願仕度候、

父七九郎儀、五六年已前、丹波国戸長役場へ

入り、小使ヲ勤ムルト云フ由、是レ以テ、旧幕時代

ニ学問ヲ為サス、唯夕空シク日月ヲ經過シタル不孝^(ママ)ニシ

テ、其百姓・戸長等ニ頼ミ、小使トマテ陥リ、全ク不

学ト無辜トノ身分、何ソ不顧ニ我身ノ愚

味^(味カ)ニ在ラスヤ、矢張其当時今日ニ至ルマテ、矢張

不学ノ身分、父七九郎モ同様不学ノ身ナリケ

リ、全ク不学ノ人ト為リ、既ニ旧禄ヲ滅亡シ、日々

涙泣ニ至リ、自分儀、先年或ル人ノ世話ニテ、京

橋区中村屋ト申者ノ商人方へ雇奉公トナリ、其后

非常ノ難病ヲ煩ヒタル依^(ママ)リ、遂ニ解雇ノ身

トナリ、脳病ノ為メニ、旧知己ノ人々ヲ尋ネ、矢

張乞食同様ノ姿トナリ、其后旧人ナル四谷区

ニ住メル木部ト申人ヲ尋、其世話ヲ受ク、一日二日

ト厄介ニ相成居候モ、何分脳病ノ為メニ、其勞

動起居モ叶ハス、必至困難一方ナラス、未夕身

ニ一錢ノ貯モナク、為メニ或ル人々ノ施与ヲ得、僅少

ノ錢ヲ貰フテ、湯ナリ粥ナリ焼芋ナリヲ喫シ、今日
マテ漸ク呼吸ノ通ヒヲ得、此困難ヲ凌キタルニ、

酷はなはターノ工夫モ資本モ更ニ之ナク、身ヲ淵川

ニ投セント計リ、毎日人ノ斬斬カニイミ、或ル人応

分ヲ受ケ、未夕是ノ世ニ在ルナレトモ、爾来引続キ

家族七名ノ多キ同居主タル木部家ノ厄介人ト陥

リ、日増ニ同人ト俱ニ餌食ニ欠乏シ、非常困

難辛苦一方ナラス、俱ニ施食ノ姿ニ陥リタリ、

前陳ノ事実ト理由トヲ併シテ、当家族一同ノ困

難、毎日涙泣スルニ在リ、今日マテヲ過キシ、全ク

前頭ノ始末ニ付、自分共へ生前ノ香花料ト

シテ、今日ノ実況ヲ、御洞察ヲ以テ

華族伯爵殿下ノ御救恵ヲ得、一日モ是ノ世

ニ蘇生シテ、而シテ後泉水ノ魚食トナラン、

今般ノ御救与ヲ得テ、夜店ナリ又ハふぎ豆

売り、或ハ夜店^(マ)へしる粉売りナリヲ營マンモノト相

考ヘタルモ、各々身ニ貯ノナキ自分共ニ付、其方

法未タ相立ス、因テ旧所有地ナル所ノ廉価

ヲ以テ、閣下ノ御望ミニ任セ、幾分カノ価安ヲ以テ

閣下ニ進ミ、幾分ノ御利潤トモ相成居候間、

夫レ是レ御推察ヲ蒙リ、何分ニモ斯ル実

際ノ不如意ニ扱リ、悉ク皆以テ全ク自分共

薄命者共ニテ、今日^(はた)礎ト差問タル非常ノ

困難ヲ究メタル次第柄ニ付、従前ノ御

救与ハ是迄ト切捨御勘弁ノ上、今一度

恐縮ナカラ、謹テ旧因縁ノ問柄ヲ以テ、

華族伯爵殿下へ前頭ノ始末ト事実トヲ

併シテ、是レ此ノ薄命者ノ事情ヲ逐一具

申仕、父・自分又ハ同居主人家族七名ノ者共

カ歎願ヲ篤ト御推察シテ、御聞分被成下

度、俯テ応分ノ御救与トハ、即当地ノ廉
価ナル今日ノ利潤アル等ヲ引用シテ、爰ニ
応分ノ涙金トシテ、自分等へ御救恵アラ
シコトヲ、(ひたすら)只管偏ニ奉懇願候、是レ亦何分ノ
御沙汰ヲ仰キ、頂戴ヲ待ツ而已、恐懼
頓首百拜、

明治二十六年八月十五日

右七九郎倅

願主

柴田松之丞 ㊦

右差添同居主

木部 謙司 ㊦

伯爵勝安房殿閣下

(綴紐に「松之丞」印)

廿七年七月

徳川家々政ニ付愚存

徳川家ニ付愚存⁽¹⁾

○徳川御家之儀、祖宗之威徳并中興之

御謙徳に因り、殆三百年之昇平を被保

候御事ハ、我邦未曾有之儀、及今于日候ても、

其御家法不相失、飽まで御祖意之御謙徳

被為継述候儀と存候、

然るに、其末代に到而、苟も輕拳盲動、終ニ

朝敵之名被為負、御征討相成候事は、

誠⁽¹¹⁾に千古遺憾之御事、祖宗ニ被对、何之面目⁽¹²⁾

(1) 【戸定本】「御家之大旨趣愚存」

(2) 【戸定本】「儀は」

(3) 【戸定本】「御威徳」

(4) 【戸定本】「于」欠

(5) 【戸定本】「御」欠

(6) 【戸定本】「御相宗」

(7) 【戸定本】「謙徳を」

(8) 【戸定本】「暴動」

(9) 【戸定本】「朝敵」の前平出

(10) 【戸定本】「名を」

(11) 【戸定本】「偏に」

(12) 【戸定本】「千古之遺憾成る事」

を以て、祖靈ニ相見るあらむ哉、幸ニ恭順⁽¹³⁾
之微意と朝家寛大之典を以て、其謝

罪を被為容、到于今日といへとも、是を

以て謙徳を不顧、恩典を忘失すへからざる

は、論を不俟事と相考候、

当今徳誼捨て、不省世といへとも、是愚夫愚⁽¹⁶⁾

婦之事、一旦邦家之大任に登られたる身を

以ては、是等と等敷進退せられむ哉、附而ハ⁽¹⁸⁾

慶喜公御一代ニ於ては、其去就御随意成る

へからず、当今邦家に被対、益謙益

恭成らざるへからず、一步一言も御反省を

欠くへからずと相考候、

○当家は祖宗之功績ニ因而被立置、其

上家禄下賜、新規御取立之御家之事、御先代

継続とは趣旨相違居候故、家達殿慶喜⁽²⁰⁾

(13) 【戸定本】「二」欠
(14) 【戸定本】「朝廷」この前平
出

(15) 【戸定本】「不省之世」

(16) 【戸定本】「匹夫」

(17) 【戸定本】「当られ」

(18) 【戸定本】「は」欠

(19) 【戸定本】「あらむ」

(20) 【戸定本】「故に」

殿江被対候御所分并御取扱は、全く徳誼上

尤御手厚之御事、乍去公儀上之御事ニは無⁽²¹⁾

之、公私之弁別おのつから判然たるもの有て、⁽²³⁾

弥御厚誼之殊成る処を明に成し候儀、祖宗⁽²⁴⁾

江被為対并慶喜殿江被為対而も可然、亦⁽²⁶⁾

対 朝廷候て、必らず確たる事と存候、⁽²⁷⁾

以上唯々荒増を述候迄、故大久保一翁・⁽²⁹⁾

山岡鉄太郎両氏、此辺は深く苦慮⁽³²⁾

致居、暗ニ内談も承居候事に候へとも、両氏

謝世、物換り星移り行き、最早

是等之深意を聞居者も数少候間、⁽³⁴⁾

認差上事也、⁽³⁵⁾

廿七年七月⁽³⁶⁾

勝安芳

徳川家達殿

(21) 【戸定本】「公道」

(22) 【戸定本】「御」欠

(23) 【戸定本】「之」欠

(24) 【戸定本】「御」欠

(25) 【戸定本】「義」

(26) 【戸定本】「被為対ても可然

は勿論、慶喜殿へ御対之道ニ於

ても可然」

(27) 【戸定本】「朝廷」の前平出

(28) 【戸定本】「確乎たる義と」

(29) 【戸定本】「談々」

(30) 【戸定本】「を」欠

(31) 【戸定本】「迄」欠

(32) 【戸定本】「之両氏」

(33) 【戸定本】「は」欠

(34) 【戸定本】「聞知之者」

(35) 【戸定本】「認差上候、本よ

り老拙之言御取捨ニハ不相關候

也」

(36) 【戸定本】「明治廿七年七月

勝安房 徳川家達殿」

明治二十八年五月二十一日

廿八年五月廿一日

○朝鮮所置愚説

○朝鮮の所分は、其初め既に誤る、

如何そ其終結を宜く成さむ、若如今日

にして年を経は、隣国必らず云ハむ、
(5) 其極論を 其極論に

日本の所置は東洋の治安を害す、

不可然と云て其中間に容喙せむ、今日
(6) 今日ハ不言也、唯其成シ……不能を待もの、ことし、故に

にして後を省せむと尤必用ならむ、
虚せんは成□ 我は唯

○思ふ、此国之後事は、宜敷三隣に協議

し、以て其終を結了せむ歟、然らされハ
(11) 国（支那・魯

所置成し難きに及ハむ、人熟慮
(12)

(1) 【改】「講」「所置」

(2) 【改】「誤り」

(3) 【改】「講」「首終」「改」「終り」

(4) 【改】「講」「若如此にして」

(5) 【改】「講」「其極論に必ず云はむ」

(6) 【改】「講」「不可然も」

(7) 【改】「講」「唯其前に不能を」

(8) 【改】「勁」「講」「故に」 欠

(9) 原文指示の通りに読むと「故に我は唯今にして後を省慮成□尤必用ならむ」

【改】「講」「今我は味にして後一大必用ならむ」【勁】

「我は味にして後を口慮成す不必用ならむ」

(10) 【改】「講」「近隣に協議（国は支那魯）」【勁】「隣

国支那魯に協議し」

(11) 【改】「講」「結了可致」

(12) 【改】「講」「其所置」

深考、後悔を来たすなかるべき也、

或ハ
○今日同国之所置の如くにして、年を積

なは、改革可成といへとも、隣国他空敷其歳

月を待たむ哉、或は同国人之隣邦に依頼

して情実を告げ、其紛擾を説かば其助を求めハ

他必らず奇貨可乗と云つて、我に云

ハむ、是等の事、智者を待たつして

知るべきの事なり、

○昨夏以来、乗勢之機会我にあり、

近日既に、勢機我に在り、軍機退き

順て費用また欠に近し、他国明に

此勢を察し、会機に乗す、先日

是成るもの非となれば、悔ゆるも及す、

当時之機会を熟考、他の喙を容

れざる前、万事之区画を考、目算を立て、

(13) 【改】【講】「悔を来さざるべき也」

(14) 【改】【講】「何すれぞ其歳月を」【勁】「隣国他空しくその歳月を」

(15) 【改】【講】「両国人の隣邦に依頼し」

(16) 【改】【講】「紛擾を説きて助を求めば」

(17) 【改】【講】「可置」

(18) 【改】【講】「種々云はん」

(19) 【改】【講】「知るべきの」
欠【勁】「知らるべきの」

(20) 【改】【講】「以て費用また頓に乏し」

(21) 【改】【講】「なすは」

(22) 【改】【講】「容れせざる」

(23) 【改】【講】「前日、知事の」

可断は決断⁽²⁴⁾し、後に成すへきは

後⁽²⁵⁾にし、彼か会機之勢をそくへき

歟、戦闘^{既に}止み、以て智力を闘すへ

き時成る歟到れるなり、

○隣国其他、初より傍観せむ哉、今

日にして云ものは、其会機の到れ

るを待ちしなり、一事終らはまた一

事我か勞に乗せむ、我か頼むへ

者^{終に}き果たして緘黙して止まむ哉、其

会機の熟せるを待、勞せずして聞⁽³⁰⁾かる

へき期を熟考すれハなり、故に及今

日⁽³¹⁾ては反覆^遠考慮、せずんは有らざる也、

其所置を果断⁽³²⁾

廿八年

五月廿一日

艸稿

区画を考へ」

(24) 【改】【講】「以て断じ」

(25) 【改】【講】「後にして」

(26) 【改】【講】「待つなり」

(27) 【改】【講】「まだ」

(28) 【改】【講】「誰か果たして」

(29) 【改】【講】「熟する」

(30) 【改】【講】「開くべき期」

【勁】「開かるべき期」

(31) この行の上に「遠」の字が書かれている

(32) 【勁】「所取」

○物いつて人おとろかす

(廻)
とろ仏

五月之私議草稿扣⁽¹⁾

○我國民大義膽あり、政府勇猛

之決断あらは、三国の申出に對し

深謝すへきなり、尤占領の土地は

還附すへし、併て償金の如き漫⁽²⁾に

受領せず、清国に協議して云ハむ、

還附の土地は以て鐵道用に附す⁽³⁾

へし、償金は以て其費用に充て、

可ならむ歟、然して満洲地方に於て

一大鐵道を築造し、旅順其他之

良港に通し、滿地北方之貨物を集⁽⁴⁾

(1) 【富岡本】この表題なし。

なお、「五月十六日議長江示す」と海舟自筆の注あり

(2) 【富岡本】「如きも」

(3) 【富岡本】「供すへしと」

(4) 【富岡本】「聚め」

め、大貿易場⁽⁵⁾たらしめむ、我国も又
 費途之幾許⁽⁶⁾を□すも又妨⁽⁷⁾けず、如此
 清国と協力⁽⁸⁾以て□を謀⁽⁸⁾らは、鉄道
 工事の竣功⁽⁹⁾数年を出さるへし、
 東洋之隆盛⁽¹⁰⁾も、又年を卜⁽¹⁰⁾して期
 すへきなり、清国もまたよろしく⁽¹¹⁾
 宇内⁽¹²⁾の形象⁽¹²⁾を看破し、東洋の前
 途を深察し、遲疑⁽¹²⁾せずして
 速に我国の協議に断定同意あら
 むを望むと、誠意勇猛不繞の精
 神を以て判談⁽¹³⁾すへき也、
 昨夏以来、我軍士⁽¹⁴⁾戦死⁽¹⁵⁾する者
 幾許、国民鮮血を異邦に濺
 き、不帰之鬼⁽¹⁶⁾と成る、国家勇武⁽¹⁷⁾
 を以て宇内に輝す、豈其功少⁽¹⁸⁾し

(5) 【富岡本】「たらしめる為なり」↓「たらしめむ」
 (6) 【富岡本】「出すへきは云をまたす」↓「出すを不妨」
 (7) 【富岡本】「斯の如く」
 (8) 【富岡本】「事」
 (9) 【富岡本】「竣工」
 (10) 【富岡本】「日」
 (11) 【富岡本】「よろしく尚…」を挿入
 (12) 【富岡本】「形勢」
 (13) 【富岡本】「談判」
 (14) 【富岡本】「出兵」↓「我軍士」
 (15) 【富岡本】「戦」欠
 (16) 【富岡本】「る」欠
 (17) 【富岡本】「国家之」
 (18) 【富岡本】「なからさらむ哉」↓「少なしとせむ哉」

とせむ哉、今哉占領の土地彼に

還附す、此機に乘し、大鉄道を

造り、東洋隆盛の基礎⁽¹⁹⁾を成す、

軍事の功遠永に輝き、随て国

家之前途に所する僅少とせん哉、

亦軍人并死者に報する者深⁽²⁰⁾厚

にして、善後策偉大と云ハむ歟⁽²¹⁾、

廿八年⁽²²⁾ 五月 艸

(19) 【富岡本】「挙」↓「基礎」

(20) 【富岡本】「深遠」

(21) 【富岡本】「いふへき歟」↓
「云ハむ歟否歟」

(22) 【富岡本】「廿八年五月 勝
安芳」

明治廿八年五月

同年 十一月

近事私議 第一

○外国交通以来、我国漸く固有之形勢
変遷せんとするに先立、列藩之諸士
幕府之政略を可否し、終に忌憎

し攻撃して不止、其国勢数変之後、

維新之基と成る、其後終に廿八

年、今哉邦民要路之藩^閥を不悦、

是を攻撃忌憎して止らす、其大勢

殆と昔日幕府を攻撃せしと一般

異成る有なし、邦家之趨勢、昨は

非にして今は是成る歟、昔日他を

攻撃せし士等、今日廟堂に立て、

今昔之感有る哉否哉、且邦家形

勢如斯なる、何れより生ずる哉、当

路者尤思慮深考すへきの要点

成るへき事ならむ、

○近日聞く、清国より託金受取之事

濟て、遼東之我兵撤去之舉あると、

是より数年ならず、隣国同所に鉄

道建築之議興らむ歟、

○遼東之地勢たる哉、良港在て、内地

曠漠、人民寡少、若鉄道ならば、

北方之諸物爰に輸送之利あり、且諸

洲之船舶輻_湊送_湊之便あり、魯・清

協議し、不遠して開港に着手せん

事、弁を不俟也、

若万一期に到らは、数年ならず

人烟櫛比し、東洋之一大貿易場

たる第二之桑港之觀を成さむ、

○此夏、我三国申出ニ附而、清国江協議

し、北方鉄道の挙を述ぶ、今其議

之会機既ニ去り、再機之時到る、

今日に及ては、魯・清に協議し、再ひ

前議を挙くへきの期なり、

○上官與々不斷すれば内議忌憚す、引て

衆心に感触し傍議紛々、終に衆心離

散す、固より廟堂確たる基礎の

存する有らむ、何そ断行して不省る哉、

△衆議紛擾
之範圍を
脱し更ニ高
手段あらす

○近年外交之事如何哉不可知といへとも、我

(1)上段「△衆議」を挿入する指示をあらわす

機を失するもの、彼か会機として乗する

か如し、遼東之転末、朝鮮議、我か機

を得たりといわん哉、大体彼か為に機を

なすに似たり、

○国家進歩之氣勢蹉跌すれば、其氣勢

退縮す、漸々人心委靡、内部紛雜して鎮

まらず、国財空費、其費用不可測、益人心

擾々、小節に汲々として、各相疑相忌相

憎氣勢之向背を明悉せずんハあらずして、又

是より急務成るは無しとす、

○議論数岐に涉り、終に何に因て其如此

成る哉、疑ふ皆其所基、退縮之氣

勢に胚胎す、久敷らして其結果を

顕す、

○近く二三年深因之蹉より発する之結果、

(2) 2行あとの「○議論数岐に涉り、不良之結果を顕す」を挿入する指示をあらわす

魯太子を傷け、清大使を砲撃し、又

朝鮮宮内乱暴^{之如き}、一にして不足、是等

豈良結果と云ハむ哉、不良之結果

に乘し、是を良果とするは、政機之妙用

枢機に存す、また退縮之氣勢して

進階之氣勢たらしむ、今哉賢

者上に在り、空敷衆心をして委靡

せしめ、内部紛雜を来たすなきハ、

我信して不疑といへとも、衆心危懼、

奸者其機に乗し、遭迎して上官

下情に不通之感なきにあらず、老朽

拙を忘れ、爰ニ数章を記す^{又是(之)}之処^{才誠に}

如此之微意也、

廿八年

十一月廿一日

原稿